

平成29年第7回坂町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 招 集 年 月 日 平成29年9月1日(金)

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会 (開 議) 平成29年9月4日(月)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員(12名)

|           |               |
|-----------|---------------|
| 1番 光岡美里君  | 2番 末吉克巳君      |
| 3番 岡本則夫君  | 4番 中川ゆかり君     |
| 5番 主枝幸子君  | 6番 奥村富士雄君     |
| 7番 柚木喬君   | 8番 三登信秀君      |
| 9番 瀧野純敏君  | 10番 中雅洋君      |
| 11番 大田直樹君 | 12番 川本英輔君(議長) |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|         |        |
|---------|--------|
| 町 長     | 吉田隆行君  |
| 副 町 長   | 山中裕之君  |
| 教 育 長   | 太田耕樹君  |
| 技 監     | 福代智之君  |
| 総 務 部 長 | 新木之博君  |
| 民 生 部 長 | 中村政愛君  |
| 教 育 次 長 | 河本和彦君  |
| 総 務 課 長 | 藤本大一郎君 |
| 企画財政課長  | 車地孝幸君  |
| 税務住民課長  | 大畠英司君  |
| 民 生 課 長 | 高橋蔦江君  |

|        |        |
|--------|--------|
| 保険健康課長 | 増木梨江君  |
| 環境防災課長 | 西谷伸治君  |
| 産業建設課長 | 西谷伸弘君  |
| 都市計画課長 | 中村輝彦君  |
| 学校教育課長 | 新谷裕美子君 |
| 生涯学習課長 | 福嶋浩二君  |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

|        |       |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 西谷信樹君 |
| 係長     | 車地広敏君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議事日程

議事

- |      |        |                                     |
|------|--------|-------------------------------------|
| 日程第1 |        | 「一般質問」                              |
| 日程第2 | 議案第43号 | 「平成28年度坂町一般会計歳入歳出決算の認定について」         |
| 日程第3 | 議案第44号 | 「平成28年度坂町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 |
| 日程第4 | 議案第45号 | 「平成28年度坂町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」    |
| 日程第5 | 議案第46号 | 「平成28年度坂町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」   |
| 日程第6 | 議案第47号 | 「平成28年度坂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」  |

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長(西谷信樹君) 皆様、御起立をお願いいたします。

## 互礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長（西谷信樹君） 御着席ください。

○議長（川本英輔議員） 皆さん、おはようございます。きょうは定例会2日目に入ります。これから一般質問を行います。傍聴席の皆様、ようこそおいでいただきました。ありがとうございます。

坂小学校6年生児童の皆さん、1時間で交代ということになりますけれども、貴重な時間でありますので、しっかり学習をして帰ってください。そして、少しでも学校生活の中で生かしていただきたいと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

お手元に配付しております質問通告表のとおり、10名から12間の質問事項が通告されています。それでは、順次発言を許します。

なお、質問の際には要点を絞って御発言願います。

また、再質問は5問までといたします。

5番主枝幸子議員から「乳幼児医療費助成制度の拡大について」質問願います。

主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 「乳幼児医療費助成制度の拡大について」お伺いします。

乳幼児医療助成制度は、子育てに伴う経済的な負担の軽減や子供の健康づくりを行う重要な施策であり、町においても、入院は小学校6年生まで、通院は就学までの乳幼児を対象に医療費の自己負担分の一部を助成しています。

平成24年度には、1日500円であった自己負担を200円に引き下げるとともに、留守家庭児童会の負担金についても、月額5千円を2千円に引き下げるなど、子育て世代の軽減に努められてこられました。

広島県内の乳幼児医療助成制度の実施状況を見ますと、三次市など2市4町が入院・通院とも18歳まで、三原市など4市1町が入院・通院とも中学3年生までと、対象年齢を拡充されています。

近隣市町の実施状況を見ましても、広島市及び府中町、海田町、熊野町においては、

入院は中学校3年生まで、通院は、府中町では小学校6年生まで、広島市が小学校3年生まで、さらに熊野町は入院・通院とも無料になっており、呉市においても、来月、10月1日から通院は6年生までになり、いずれの市町においても本町に比べて手厚い子育て支援を実施している状況です。

子供は地域の宝です。子育て世代の保護者から多くの要望を聞いており、子育て世代の転入増を図るためにも、魅力ある子育て支援策が何より重要であると考えます。対象年齢の引き上げを行うなど、制度の拡充を検討されてはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「乳幼児医療費助成制度の拡大について」お答えをいたします。

乳幼児医療費助成制度は、県が実施する三つの福祉医療費助成事業の一つで、就学前の児童の医療費を1医療機関につき1日当たり500円の患者負担額とする事業でございます。

議員御指摘のとおり、患者負担額につきましては、県内のほとんどの市町が1医療機関につき1日当たり500円としているのに対し、当町は200円とするなど拡充して実施をしているところでございます。

議員御質問の、対象年齢の引き上げを行うなど制度の拡充を検討されてはについてでございますが、さらなる対象年齢の引き上げなどについては、安定的かつ持続可能な制度であることを前提とした上で、福祉施策のバランスの中で受益と負担の公平性の観点や今後の社会保障関係費全体の動向並びに本町が取り組んでおりますさまざまな子育て施策全体の中で総合的に検討する必要があると考えております。

一方で、厚生労働省が平成28年3月に取りまとめた子供の医療制度のあり方等に関する検討会の議論の中に、医療費制度において無償化を行うと、基本的には後戻りできないため、地方自治体のサービス拡大競争の中で安易に決めるべきではなく、国が定める医療保険の中で規律を持って決めるべきであるとの意見もあるとおり、この制度は、本来、全ての子供を対象とした全国一律のサービスとして国の責任において提供されるべきものと考えており、引き続き、さまざまな機会を捉えて国に対して要望をしてまいります。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、三世代同

居・近居の推奨、小屋浦地区の定住促進を重点施策に掲げ、雇用促進住宅小屋浦を買い取り、空き部屋を子育て世代が入居できるよう改修され、また、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえることを基本目標の一つに掲げ、転入増を目指すとしていますが、せっかく転入された方が、坂町は乳幼児医療制度の助成がおこなわれているのではないかと口々に言われます。その声に対してどのように考えられるのか、また、広島県は子供の医療費への助成は極めておこなっています。国も県もやってくれないのなら、よりよい競争は住民福祉の向上のためにも、国・県がやるまでの間、坂町独自でやらないといけないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） 先ほどの町長の答弁にもありましたが、医療費の制度については、保健の向上や福祉の増進を図ることを目的とした福祉制度であることを踏まえ、国が実施すべきものと考えております。

しかしながら、町の対応におきましては、福祉制度ではなく、保育所の待機児童の解消であるとか、子育て世帯の不安を除くための相談とかいう形で対応をしっかりとしていきたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 国がやるべきというのはわかりますが、坂町の子育て世代の保護者はいつまで待てばいいのでしょうか。

次に行きます。

現在、乳幼児医療費に幾らかかり、そのうち町単独分は幾らで、小学校卒業まで年齢の引き上げを試算すると幾らぐらいの増になるのかお答えください。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） 坂町の状況を申し上げますと、平成28年度実績で、受給対象者692名、助成件数1万979件で、補助額が1,800万円となっております。うち町の単独助成事業分は約458万円でございます。

年齢を引き上げた場合の経費についてなんです、試算してないためわからないというのが今の状況でございます。

ただし、今、6歳が12歳という形になって年齢が倍ですので、金額も約倍になるのではないかとこの形が憶測はできると思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 広島市を見ると、自己負担額を上げて、年齢を引き上げ、乳幼児医療費制度はみんなで分かち合うということにしました。例えば、坂町でも自己負担額を500円にして、現在の町単独費用の458万円をもって、年齢の引き上げる方法をとるということは可能なのでしょうか、お答えいただけます。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） 議員の今の御提案ですが、今、福祉医療費の関係が広島県内で競争という形になっております。それを考えて、今、坂町では国が実施すべき施策として考えていることから、年齢の引き上げは非常に難しいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 小学校に入ると活動量がふえ、遊び盛りで危ないこともする時期です。自分で体験しながら痛みも身で感じながら成長し、けがはつきものです。さらに、最近、今までに聞いたことのないようなウイルスなどが発症しています。経済的な理由で病院に行くことができず、初期症状が普通の風邪に似ているため、見過ごし、肺炎などになり、重症化し、命にかかわることも聞きます。命を守る、命を救う、町長には国に働きかけていただいていると十分わかっておりますが、町長、私も子育て世代の多くの保護者の要望を受け、ここに立っております。いま一度、乳幼児医療費助成制度の年齢の引き上げを検討していただきたい。安心・安全で子育てを最もしやすい坂町と胸を張って言える町であってほしいと考えます。町長の答弁をいただきたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 常にこの社会保障制度というのは全てをやはり考えていかなければならないと思います。子供さんだけ、あるいは高齢者だけを対象にするような社会保障制度であれば、必ずそこに摩擦が起きるといような思いも持っております。

それともう一点、社会保障制度というのは、やはりユニバーサルサービス、全国画一的なサービスをすることが大切というふうに位置づけてもおります。そのために、今、8%ですけども、消費税を10%に上げることによって、そういう社会保障の上昇に向けた対応もするといようなことも言っておりますけども、やはりそういう全体的なサービスを提供するといことが公平なサービスにもつながってくるのではな

いかというふうに思っております。

いずれにしましても、ほいじゃあ、今、年齢をどうする、あるいは、今、負担金を下げておるものを上げる、こういうことは非常に難しい問題にもなろうかと思えます。全体的なやはりコンセンサスをしっかり得た上でないと、それは多くの方がそういうことを望んでおられるということでもありますけども、やはりそういうことも全体的なことをしっかり把握、掌握しながら、そしてくどのようなんですけども、高齢者から子供さんまでのあらゆる世代の公平性を欠くことのないような施策を打っていければというふうに思っておりますし、またほかの観点では、留守家庭児童会も年齢が高くなったということで、これは文科省のほうでそういう制度ができてきたわけでありまして、そういうふうな対応をするということで、このたびも議会の皆さんにも全員協議会でもお話をさせていただきましたが、留守家庭児童の全体のそれにかかわる、あるいはそれを要望される保護者の皆さんの御要望に応えるためにも、新たにそういう空き家を活用した施設の建設もこれから進めていくというようなことも考えております。

いずれにいたしましても、多くの方が負担もやはり受益者負担というのは必ずあるわけでありまして、受益者負担がないような世の中というのはないわけでありまして、そういう中でうまくバランスのとれたまちづくり、そういうものができればというふうに思っております、これからも小学校、中学校のクラブ活動とか部活動とかいろいろな面で、よその市町に負けないような施策はしっかり講じていながら、バランスのとれたまちづくり、そういうものに努めていくことといたしておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 1番光岡美里議員から「中学生の重い通学かばんへの配慮は」について質問願います。

光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 「中学生の重い通学かばんへの配慮は」の件についてお伺いします。

近年、新聞やテレビなどさまざまなメディアで中学生の通学かばんが重過ぎ、体の成長への影響を懸念する声が上がっています。これは平成20年になされた学習指導要領改訂で脱ゆとり教育になったことにより教科書の重量がふえ、副読本など教材そのものもふえたためだと指摘されています。

平成32年度から小中高校で順次導入されていく新学習指導要領に伴って、子供たちの教科書のページ数はさらにふえ、かばんの重量もふえることが見込まれます。今のうちから対策を講じることが、心身ともに健やかな成長をサポートをする一助につながると考えますが、町当局の考えをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 太田教育長。

○教育長（太田耕樹君） 「中学生の重い通学かばんへの配慮は」の件についてお答えいたします。

学習指導要領は昭和22年3月に学校教育法が制定され、ほぼ10年ごとに改訂されております。全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程を編成する際の基準として定められております。

今回の改訂では、小学校が平成32年度から、中学校は翌年の平成33年度から新しい学習指導要領が全面実施となります。

教科書につきましては、学校教育法第34条第1項により、主たる教材として使用が義務づけられており、一方、副教材等につきましては、各学校が必要に応じて使用しているものでございます。

今後、新しい学習指導要領の改訂時期に合わせて、教科書についても新しい教科書が採択されることとなりますが、現段階ではどのような教科書が採択されるのかは全くわからない状況でございます。

坂町教育委員会といたしましては、学校で使用する教科書及び副教材等のいずれも学校で学習するために必要なものであり、生徒が学校のみならず家庭で予習や復習などの家庭学習をするために持ち帰る必要があるものと考えております。

現在、坂中学校では使用している通学かばんは、リュック方式とショルダー方式の両方に対応できる健康や安全面を配慮した軽量化のかばんで、通学時の携行時には適しているものと考えております。

また、現在報道されているような重たいかばんによる健康被害について、学校から相談や報告等は受けてはおりませんが、今後も生徒一人一人の健康状況を把握するとともに、健康被害をもたらす危険性のある生徒については、個別に適切な対応を行うように学校を指導してまいります。

本町の学校教育は、志を立て、強い精神力をもって努力し、自立した社会人として



活躍できる人材の育成を方針としています。心身ともに健やかな成長をサポートするとともに、生きる力を育む知・徳・体の調和のとれた教育を推進してまいります。

とりわけ、今回の御質問と密接な関係のある体力向上については、健康と体力の関係性等について指導するとともに、一層の体力の向上を図ってまいりたいと考えております。

御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 答弁いただきましたように、この件は報道でも取り上げられているため、町としてどのように受けとめておられるのかというところを思いまして質問させていただきました。

生徒一人一人を個別に見ていく対応をとっていただけるということで、保護者の皆さんも安心されることと思います。

そこで質問なのですが、健康被害をもたらす危険性のある生徒というところですが、私が思うに、病気ですとかけが、あるいはさまざまな障害というところが考えられると思うのですが、例えばどのような生徒を想定しておられるのかというところをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 新谷学校教育課長。

○学校教育課長（新谷裕美子君） どのような生徒を想定しているかということなんですけれども、先ほど教育長のほうの答弁にありましたが、一人一人を見ていくということで、坂町では健康診断のほうを実施しております。保護者のほうにはわかりやすいように心身ともの健康を保つための健康診断ですので、健康診断をしております。

姿勢健診というのもありまして、体の線を見るのもありますし、本年度より新たに四肢の検査も加わっておりますので、保護者の協力なくしては健康診断もできませんが、御協力をしていただいた上で、健康診断をもとに生徒一人一人を見ていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 健康診断で見えていかれるということで、健康診断の中で何か重い荷物を持つことに対して、ちょっと荷重が重過ぎるというような生徒ということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 新谷学校教育課長。

○学校教育課長（新谷裕美子君） 重い荷物を持つことだけに特化した検査ではないんですけれども、これまでも姿勢健診という部分で子供の体のゆがみ、湾曲、そういうものを調べる検査もしておりました。新たに、直接関係はないかもしれませんが、四肢の検査ということで、子供たちの運動をよくしている子、していない子、個々差はありますけれども、四肢の検査というところで、保護者の方には、体を前に曲げていって背中の変曲化を調べるような検査なんですけれども、家庭とともに気になるころはその問診に書いていただき、内科医や養護教諭とともに先生に相談を行い、また気になるころがあれば、保護者のほうに返していくという連携をもとに健康診断を進めていきたいと思っております。重たいかばんだけに、特にそれのみの検査というのは実際はやってるわけではありません。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 問診や何かでも気になるころが書けるとするのは、保護者の方からのアクセスも非常にしやすいメリットだと思いました。

そこで質問なのですが、例えば、ちょっと自分の子供は重たいかばんを持っていると気になるころがあるんだということが、その健診問診票に保護者の方が記載して、その後、何らかの気になることがわかってきたと。その後に、ちょっとこの重い荷物を毎日持たせるのは不安があるというふうに思った場合に、申請窓口といいますか、申請手段についてなんですけど、例えば口頭で担任の先生に相談するという方法も一つの手段だとは思いますが、それだけではなくて、例えば所定の申請の書式があって、それに対して検討結果を何日以内にお示ししますよとかいうような申請を申し出る体制があれば、例えば電話で直接言いつらいとか、学校に行って直接相談するのは心理的なハードルがあるとかいうような保護者の方もいらっしゃるかと思います。申し出る際のハードルがかなり下がるようにも感じますし、あとかばんの重量について相談できる余地があるんだというふうに保護者の方に知っていただく、周知することにもつながるのではないかと思いますけど、そういう申請体制についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 新谷学校教育課長。

○学校教育課長（新谷裕美子君） 申請体制についてという御意見、自分の中では窓口を新たに設けるというイメージは現在持っていなかったんですけども、学校の中でいろんな気になること等々を相談窓口というのは設けております。そちらのほうの周

知のほうを改めて皆さんにして、やはり保護者の皆さんが相談しやすいような学校体制を教育委員会としては指導していきたいと思っておりますので、新たに相談窓口を設けるのではなく、教育相談、何でも学校に言っていただけるような、そういう窓口があるよということを、再度、周知させていただきたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） お答えいただいたように、新たな窓口というのも一つの方法なのかなと思ったんですが、聞きながら、それだけじゃなくて、単純に申請の用紙があったら、保護者の方もアクセスしやすいかなと思ったんです。ここの窓口だからどうこうですよというものを新たに設けるよりかは、ちょっと重量について身体的に不安があるんだということを申し出る書式なようなものですよね、そういうのを書いてあれば、例えば子供にそのまんま持たせて、担任の先生にそれが提出されるとかいうようなことにもなるかと思っておりますので、その申請の用紙についての可能性ということをちょっとお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 太田教育長。

○教育長（太田耕樹君） 申請の用紙ということでございます。その前提で、学校へ保護者がいろんなことで話をしてくることにハードルが高いということがやはり一つの課題になろうかと思っております。ですので、かばんが重たいという負担感がある中での申し入れについても、気持ちよく保護者なり、あるいは保護者と担任が連携が密にできるような形を学校運営していかなきゃならないというふうなところが大前提だと思っております。

それをもってして、やはり年度当初、いずれにしても年度当初の、いわゆる保護者がまだ人間関係がない中での申し入れ等については、このかばんの件につきましても、その他の件につきましても、やはり何らかの連携しやすいような形を、それぞれの学校長とも相談いたしまして、また検討してまいりたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 相談しやすい体制というところで、ハードルというのも、人間関係ができていて、できてないとかとは別に、例えば、今ごろ、共働きのおうちが非常に多いので、学校の時間内にお母さんが電話をかけることが難しいのではないかとということも想定して質問させていただきました。

では、体力の向上というところで一つお伺いしたいのですが、一層の体力の向上を図りたいということで、体力低下が叫ばれている中、これは非常に大切なことだと感じました。

そこで、例えば何らかの障害がある生徒さんの場合は、特にその障害に応じた指導というものが必要になってくるのではないかと思います。障害がある生徒さんの体力の向上というところについて、一層の向上に向けたというところで、取り組みについて予定などお聞かせいただければと思います。

○議長（川本英輔議員） 新谷学校教育課長。

○学校教育課長（新谷裕美子君） 体力の向上ということなんですけれども、子供たち、児童生徒、とても運動のできる子、できない子、差があると思うんですが、学校の中においては、体力づくりの研修会というのも坂町独自で行っておりまして、その中では、子供たちの運動検査の、いつも春に行っている健診に基づいて、どんな力が弱いか、それを改善するにはどうしたらいいかというようなことで、校内には腕力が弱いとあればグリップが置いてもありますし、何を今すればいいのかというところを保護者の皆さんにもお示しをし、今年度は持久力に取り組もうとか、そういうものの目標を持って、個々やっております。

あと、障害を持たれている子供さん等々も、坂町といたしましては、特別支援教育というところで、個々の指導計画をもとに、その子に合った計画を保護者の方とともに、体力もそちらのほうでお話しながら、個々に合ったものを進めていきたいと考えておりますので、保護者の皆さんの御協力をまたお願いしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 3番岡本則夫議員から「坂町循環バスについて」質問願います。

岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 「坂町循環バスについて」伺います。

本町では、循環バスをより便利に、より乗りやすく、より多くの人に乗っていただくため、町民から寄せられた意見を参考に運行形態を見直しリニューアル、この新たな運行で今年4月1日から試行運行が行われ、現在、4カ月が経過しました。

そこで、現在までの状況と今後の方向性を関係当局に伺います。

（1）試行運行の開始から、4月から6月までの3カ月間の利用状況、利用実態はどのようなものか。

(2) 地域住民、利用者の運行内容に対する評価、また、改善要望等を把握するため、アンケート調査が実施されるが、その調査方法、調査日、調査項目、配布・回収率の目標について伺います。

以上。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「坂町循環バスについて」お答えをいたします。

坂町循環バス事業につきましては、平成27年度に策定をいたしました坂町地域公共交通網形成計画に基づき、本年4月1日から小型車両を導入し、新たに坂・北新地線を加え、横浜・北新地線、小屋浦・北新地線の3路線の試行運行を行っているところでございます。

御質問1点目の、4月から6月までの3カ月間の利用状況、利用実態はどのようなものかにつきましては、坂・北新地線の乗降客数が2,688人、一日当たり72.6人、一便当たり6.1人、横浜・北新地線の乗降客数が4,271人、一日当たり115.4人、一便当たり11.5人、小屋浦・北新地線の乗降客数が2,176人、一日当たり58.8人、一便当たり6.8人、3路線合計の乗降客数が9,135人、一日当たり246.9人、一便当たり8.0人という状況でございます。

昨年度との比較について、3路線の一日当たりの乗降客数は運行形態が異なるため比較できませんが、3路線の一便当たりの乗降客数は昨年度の8.2人に対して今年度が8人と若干減少しておりますが、運行日数や便数の減少など運行形態を変更したにもかかわらず、利用者離れはないと言える状況でございます。

御質問2点目の、地域住民、利用者の運行内容に対する評価、改善要望を把握するためアンケート調査が実施されるが、その調査方法、調査日、調査項目、配布・回収率の目標につきましては、利用者に対するアンケート調査は8月21日から9月19日までの間、各路線のバスにアンケート用紙を備えつけ、できるだけ多くの利用者に回答いただくため、運転手や担当職員が利用者に対してアンケート調査の趣旨をよく御説明をし、調査への御協力をお願いをいたしております。

調査内容は、循環バスの利用状況、試行運行の満足度や不満内容、運行内容の変更による変化、利用目的等に関する内容といたしております。

また、循環バスを利用されていない方も含めた住民に対するアンケート調査は、町内各地区の幅広い年齢層から2,500人を抽出させていただき、8月18日にアン

ケートを郵送し、9月25日までに回答をいただくよう調査への御協力をお願いいたしております。

調査内容は、ふだんの移動手段、循環バスの利用状況、循環バスを利用されない方に対しては利用しない理由、運行内容変更前からの変化、どのような条件であれば利用したいかなどに関する内容といたしております。

次に、回答率につきましては、平成27年度に坂町地域公共交通網形成計画を策定した際に実施をいたしましたアンケート調査の回答率が、利用者に対するアンケート調査では61.2%、住民に対するアンケート調査では47.3%という結果であったことから、この数字を念頭に、多くの皆様から御回答をいただくよう努力をしてまいりたいと考えております。

本町といたしましては、現在実施をしておりますアンケート調査により試行運行の状況を的確に把握するとともに、循環バスを利用されていない方を含め、多くの皆様から御意見を伺い、平成30年度からの本格運行に向けた今後の検討に生かしてまいりたいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 先日、3路線を利用させていただきまして、まことに快適でございました。

そこで、バスの中で出た意見が二、三ありますので、ここでちょっと質問させていただきます。

まず、試行運行以前のように毎日運行に戻らないかと。毎日運行を望む多数の町民、利用者の声上がる中、3日間の運行形態に切りかえた経緯と理由をお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） お答えいたします。

昨年度までの毎日の運行から、今年度、一日置きの運行に切りかえて、現在、試行運行を実施しております。

現在の運行形態に変更いたしました理由といたしましては、以前から申し上げておりますように、思うように利用者の人数が期待できない面から、運行経費が毎年赤字になっておる状況から、運行経費の軽減を図ることとあわせまして、それまでの状況

を分析をし、運行時間等の乗降客数が多い時間帯等も考慮いたしまして、現在のよう  
な運行形態にしたところでございます。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 赤字とはいう声が出ませんでしたけども、収支の関係とか  
云々とか、町民の利用者、皆さんに聞かれるときに返事ができるのは、やはりそうい  
う面で、多くの人に乗ってくれたら、それと後で出ますけれども、アンケートにしっ  
かり書いて返信してくださいと、こういうふうに答えておきました。

次に、関連でございますが、試行運行開始から約5カ月間経過しましたけれども、  
現在の収支の状況はいかがなものでしょうか、お聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） お答えいたします。

平成29年度の収支でございますが、今年度から試行運行を実施するに当たりまし  
て、小型バスの導入をしております。この小型バスの購入につきましては、昨年度の  
予算で購入をしておりますので、純粹にこの試行運行後の収支状況ということにはな  
らないかと思うんですが、会計年度で言いますと、29年度の収支といたしまして  
は、マイナス160万円程度の収支となっている状況でございます。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） まず、運行形態の見直した中において、160万円ぐらいの  
ということでございますが、試行運行が9月末で終了しますが、その後の運行形態は  
どのような予定がございますか。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） 9月まで試行運行を実施いたします。また、10月以  
降についても、同じ運行形態で今年度は運行していくわけでございますが、9月まで  
の試行運行の状況を先ほどのアンケート調査、利用者の方であるとか、循環バスを日  
ごろ利用されない方も含めた住民アンケート、このアンケート調査の内容を分析いた  
しまして、このアンケート調査を分析したその結果をもとに、坂町循環バス検討委員  
会等でも議論をしていただき、こういった議論の結果を踏まえて、財政面の検討も含  
めてこれらを慎重に検討し、要望がありました実施可能な要望等につきましては、来  
年度から本格運行に生かしてまいりたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） ただいま、バス検討委員会というのが出ましたけれども、この間、7月十二、三日だったですかね、ありましたようですが、その中の意見が出たようでございますが、アンケートについて具体的な質問に欠けているというような意見が出されたように聞いておりますけれども、その対応というのはどのようにされましたか、お願いします。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） 議員御指摘のとおり、坂町循環バス検討委員会の委員の皆様から、今、議員がおっしゃられるようなお話をいただきましたので、アンケート調査の内容について見直しをさせていただき、そういった個人個人の思いについては、その思いを自由に記載をしていただくような項目を追加するなど、アンケート調査の内容を見直しを行ったところでございます。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 最後に、この試行運行中に積み残しというのが起きとるようでございますが、この対応はどのようにお考えでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） お答えいたします。

本年度から小型バスを導入したことによりまして、小型バスの乗車定員が12名でございます。12名ということで、坂・北新地便と小屋浦・北新地便がこの小型バスで運行しておりますが、8月末までに11回18名の方が積み残しとなっている状況がございますので、この状況を解決するために、この9月定例会において、積み残しの方の対応をするために、かわりの車両を出してということを考えておりまして、これを実施するためには、運転者が一定の資格を取得しなければならないという規制がございますので、このための費用をこの9月定例会に補正計上させていただき、職員3名を予定をいたしておりますが、資格を取得させ、資格取得後は積み残し対応をしてまいりたいというふうに考えております。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

6年生の児童が交代しますので、再開は11時とさせていただきます。

（休憩 午前10時48分）

（再開 午前11時00分）



○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 6番奥村富士雄議員から「ベイサイドビーチ坂の常設施設設計画への取り組みは」について質問願います。

奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 「ベイサイドビーチ坂の常設施設設計画への取り組みは」について御質問いたします。

西日本最大級の人工海浜ベイサイドビーチ坂がオープンして19年、2カ月の海水浴シーズンも終わり、多くの人でにぎわいました。

オフシーズンの活用策として、この9月23、24日にはリオdeビーチカーニバルにかわる総合イベント「はまきみフェス」が初めて開催される予定です。

また、サンセットライブもスタートし、ビーチスポーツなどを含め、年間を通じての活用策が企画・実施されようとしています。

坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、ベイサイドビーチの年間を通じたにぎわい創出と交流人口の増加を図るため、平成31年度目標は、利用促進や物販施設などの2施設を整備することとなっています。昨年度、3回開催された町民、商工会、ビーチ関係者等によるワークショップでは、物販とバーベキューデッキ、ステージと広場、遊べるモニュメント、磯公園などさまざまなアイデアが提案されています。

これらの案を具体的に検討し、常設施設設計画をまとめる時期に来ているのではないのでしょうか。いろいろと検討課題があると思います。

①多くの集客ができる魅力的な施設づくり、②海水浴時の海の家はどうなるのか、③駐車場の夏期の有料問題、④施設は町が建て、運営は民間にするのか等、県との協議事項もあるので、早目に取り組む必要があると思いますが、町当局の見解をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「ベイサイドビーチ坂の常設施設設計画への取り組みは」の件についてお答えをいたします。

坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、坂町に住みたくなるにぎわい創出を基本目標の一つに掲げ、その施策の中に、ベイサイドビーチ坂において、平成31年度中に物販等のできる拠点施設などを整備することといたしております。

ワークショップで提案されたさまざまな知恵やアイデアは、ワークショップ終了後も次なるステップとして参加者の多くがにぎわいの創出のための具体的な取り組みについて自主的に協議を重ねており、その一つが、9月下旬に開催される総合イベントの「はまきみプロジェクト」であり、本町もみなとオアシスベイサイドビーチ坂運営委員会の一員として支援を行っているところでございます。

御質問の、常設施設計画をまとめる時期に来ているのではないかと、検討課題として多くの集客ができる魅力的な施設づくり、海水浴時の海の家はどうなるのか、駐車場の夏期の有料問題、施設は町が建て、運営は民間がするのかについてでございますが、国及び広島県等とは、平成28年3月以降、坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略及びワークショップでの提案などの情報共有を行ってきており、物販施設やにぎわい創出のための施設整備について、今後、具体的に協議し、調整を図っていくことといたしております。

その協議において議会へ報告させていただいたワークショップで提案された物販施設を初めとする魅力的な施設づくりに向けて、整備する施設やその規模、場所など、計画について具体的に協議を進めてまいることといたしております。

また、夏期の駐車場有料問題や交付金等を活用できる整備手法及び事業主体、そして運営の方法などについても検討した上で整備することを考えております。

さらに、物販施設の運営が海水浴時の海の家とも共有できるよう工夫し、相乗効果を図る必要があると認識をいたしております。

町といたしましては、着実な施設整備に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えており、本町の持つ素晴らしい地域資源を活用し、元気なまちづくりにつなげていきたいと考えておりますので、御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 答弁については、今後、具体的に協議を進めるということになつとるので、これは当たり前のことなんです。私が特に聞きたいのは、いつ、どういった組織で、いつから取り組んでいくのかということなんです。もう創生戦略が始まって1年余りたっておるわけです。もう既に始まらなけんわけですけれども、あと2年ちょっとしかないわけで、そういう中で、こういう常設施設をつくるということになると、町もかなりの投資をしなくちゃいけないし、運営するほうも、やはりそう簡単にすぐあしたからというわけにいかんわけです。だから早目に取り組まに

やいけんということが今回の質問なんです。それをいつから実際に取り組むのかとか、  
どういうメンバーで取り組むのかというのをここへ答弁で出してほしかったわけです。  
その点はどうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 議員御指摘の具体的に取り組む組織メンバーということ  
とありますが、先ほど町長の答弁にもございますように、現在、広島県、国、そう  
いう施設管理者と施設の内容、これはワークショップ等から提案された具体的な物販  
施設をイメージしたもの、これらをもとに、今現在、協議をし、そういった施設整備  
を、まずどういったものができるか、場所及び規模、これらの調整を今後行っていき  
つつ、そういう動向を見つつ、具体的にどういった運営、これらどういった組織でや  
るかというのともあわせて検討していきたいと考えております。

これらにつきましては、29年度中にそういった広島県との協議等を済ませ、一応、  
30年度中には設計を含めたものをして、31年度の整備を目指すということにしてお  
りますので、こういった流れの中で、そういった組織運営等、おくれないように協議  
を進めていきたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 実際にはなかなか大変な事業じゃろう思うんです。特に、  
そういった坂町の持つすばらしい地域資源ということで、やはり常設施設も十分に検  
討した上でいいものをつくっていかんやいけんと思うんです。

前にも話したかもしれんですけども、あそこはJRの駅があって、今度、連絡橋も  
できるというようなことなんで、JRの駅とビーチが一体化することによって、例え  
ば、非常に難しい言いよっちゃったけども、海の駅とか道の駅とかいうもの、それと、  
最近、道の駅やなんかにコンビニが出てきとるわけです。そうすると、例えば水尻地  
区とか小屋浦地区にとって、小屋浦もコンビニが閉店して不便になつとるんで、コン  
ビニを併設したそういう物販施設いうのもあってもええんじゃないかなというような  
こともあるわけです。そういうことも含めて検討するとなかなか大変だろうと思うし、  
今の海の家だって、期間中はあって、ほいじゃあ期間以外はどうするのかという問題  
もあるし、やっぱりこれはすぐ簡単に協議できるもんじゃないんで、今年度いうこと  
でも、今年度も半分過ぎとるわけですから、早急に組織を立ち上げて、計画を進めて  
いってほしいと思うわけですが、いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 議員御指摘のように、確かに運営主体、これら大きな課題となっております。そういう中で、議員言われたコンビニ等も併設したそういう運用も一つの案とは考えられますが、町とすれば、できれば地元のそういった運営団体の中で手を挙げ、地元の中でそういう声を上げていただく方がおればというふうには考えておりますが、そういった商工会、またはそのあたりで協議しつつ、これがなければ、やはり実施、運営できる団体を探していくというのも必要と考えておりますし、今現在、シーズン中の2カ月、海の家を出されているところがございます。これら、商工会を通し、今の町の社会福祉協議会の中で届け出をされ、運営されとる部分がありますので、この方らの物販施設ができることによる品物の競合がないよう、当然、それらは町も十分配慮し、こういった物販施設の運営を行っていくつもりでもございますし、これらにつきましては、機会あるごとに皆様との不安を解消するよう協議をしていくつもりではございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） これも平成31年度までにはやらにゃいかんというようなことで、一応、組み立てをしております。いずれにしましても、先ほど課長が申しましたけども、年度内にはある一定のきちとした方向性を出していき、そしてまた、来年度からはその実現に向け動いていく。ただ、一度に全てができるわけではございませんので、財源の欠くこともございますし、うまく財源の調達できるものから進めていきたいと。特に物販施設につきましては、何としても平成31年度までには実現をしていければというふうな強い思いを持っておりますので、そこらにつきましても、また議会の皆様の御理解と御協力をよろしくをお願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 町長も具体的に31年度いうことで、年度内には方向性ということの中で、一つの問題は、海水浴シーズンの駐車場が有料という問題です。これもその物販に行くのに駐車料金を払っていくんかというような問題があるんです。これは県の条例があって、それを変えるということになると難しい思うんですけども、ここら辺の問題はどうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君）　そういう観点につきましても、これから年度内に向けて協議をしていながら、ただ、今、おっしゃるように、条例の中で駐車料金を徴収するということになっておりますので、そこらをどうするかということもしっかり議論をしながら進めていきたいと思えます。

○議長（川本英輔議員）　4番中川ゆかり議員から「町内公共施設トイレの洋式化拡充整備を」について質問願います。

中川議員。

○4番（中川ゆかり議員）　「町内公共施設トイレの洋式化拡充整備を」の件についてお伺いします。

トイレは私たちの日常生活の中で最も重要なものの一つであり、排便は健康な生活を営む上でのバロメーターでもあります。

坂町でも各種施設においては、利用者の利便を考慮した身体障害者用トイレや多機能トイレの整備も進められてきておりますが、公共施設のトイレは洋式が少のうて、利用者が多いときは困るんよという要望が寄せられたのをきっかけに、町内公共施設トイレの実態を利用者に対して独自に調査してみました。

アンケート調査結果では、100%の家庭が洋式トイレを設置しており、町内公共施設のトイレを利用する場合、87.6%の人が洋式トイレを利用すると答えています。

また、和式トイレを利用すると答えた人7.8%の理由に、人が座った後の便座は使いたくないと答えており、便座クリーナー等の備品を備えつけることで、洋式トイレの利用者はさらにふえることと思えます。

このような結果を踏まえて、公共施設の洋式トイレ拡充の必要性を感じております。町当局の考えを伺います。

○議長（川本英輔議員）　吉田町長。

○町長（吉田隆行君）　「町内公共施設トイレの洋式化拡充整備を」の件についてお答えをいたします。

公共施設のトイレは、昭和60年代以前は和式トイレを中心に整備をされておりました。しかしながら、平成に入って、建築物、公共交通機関等におけるバリアフリー関係の法制度が制定をされ、特に高齢者や障害者が気軽に移動できるよう階段や段差を解消することを目的として、平成18年に施行された通称バリアフリー新法等によ

り、公共施設のトイレも和式から洋式への割合が増加いたしております。

また、近年建築された一般住宅においては、議員の調査結果と同様に、おおむね100%の住宅が洋式便器を使用されております。

当町におきましては、施設の用途によってばらつきがあるものの、公園以外の公共施設においては洋式トイレの設置率が約50%となっているところでございます。

公共施設は災害発生時の避難所としての機能を有している施設も多くあり、避難行動要支援者の利用も見込まれることや、住民の方からの要望等によって、防災の拠点であるSunsstar Hallは全館、町民センターには平成27年度に5基、和式から洋式へ、坂中学校武道館では、昨年度、2基、和式から洋式に変更いたしております。また、今年度は海洋センター管理棟のトイレ2基を和式から洋式に変更することといたしております。

今後とも、皆様の御意見をいただきながら、洋式への変更、新設及び便座シート等の備品の設置も含め検討してまいります。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 便座シート等の備品の設置という答弁をいただき、小さなことのようにですが、衛生面は利用者にとって大切なことですので、便座シートではなく、ぜひトイレクリーナーを設置していただければうれしいと思います。

ここから質問です。

施設の用途によって洋式トイレの設置率にばらつきがあり、50%という答弁でしたが、用途別はどのような状況ですか。

○議長（川本英輔議員） 藤本総務課長。

○総務課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

Sunsstar Hallや町民文化センターのような町民文化系施設では約77%、図書館等の社会教育系施設では約60%となっており、洋式の割合が高くなっております。

一方、学校施設が39%、スポーツ系施設である海洋センターや北新地運動公園などでは17%と低い状況になっております。

また、庁舎は45%となっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 学校の洋式トイレの設置率が39%という低いことに関してどのように考えておられますか。

○議長（川本英輔議員） 新谷学校教育課長。

○学校教育課長（新谷裕美子君） 先ほど総務課長のほうがおっしゃられましたが、小中学校は給食センターを含めて176カ所のうち68カ所ということで39%ということでした。

平成28年度11月10日付で、文部科学省の報道発表によると、広島県の公立学校施設のトイレ状況の洋便器率は32.4%という結果が出ておりました。

坂町教育委員会といたしましては、学校施設の新築、改築の場合のトイレ整備に関する明確な方針は現在ありません。町長の答弁にありましたように、学校施設のトイレの洋式化拡充整備につきましては、皆様の御意見を伺いながら検討してまいりたいと思っていますところでは。

学校での安全面、健康面など、個別の配慮を要する児童生徒については、状況を総合的に判断して、洋式トイレが必要な場合は早急な対応を行ってまいりたいと考えているところです。お願いします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） この学校施設の洋式化率はもう少し上げていただきたいと思いますが、現在のところは考えておられないということですが、ぜひ考えていただきたいと思います。

次に、今年度改修予定の海洋センターの管理棟トイレや、平成28年度に行われた坂中の武道館、27年度に行われた町民センターなど、和式から洋式へ変更していただいております、利用者にとってはすごく喜ばしいことだと思います。

答弁にもありましたが、皆様の意見をいただきながら洋式への変更や新設を検討することですが、海洋センターの体育館は多機能トイレが新設された以外、一般トイレは全て和式トイレです。今後、具体的な取り組みはお考えなのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、海洋センターの体育館のトイレにつきましては、多目的トイレ以外は全て和式のトイレとなっております。

今後、具体的な取り組みはということですが、現段階では、今すぐに変更するというような予定はございませんが、利用者からの要望であるとか、利用者が安全に安心して利用できる環境に支障が出るようなことがあれば、変更について検討させていただきたいということでございます。

また、既存のスペースが、床等の構造等で変更が可能であるのかとか、また、いろんな角度から検討も必要だと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 現在、これもまた考えておられないということなんですが、利用者からの御意見などいただきながらという返答が、すごく答弁が多いように思います。どういうふうにしていただく予定なんですか。そこのところを聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） 現在、平成27年度に町民センターを5基、今年度、管理棟のトイレを2基、和式から洋式に変更するんですけども、こちらにつきましても、利用者からの要望をもとに、アンケートもとらせていただきながら、洋式のほうがいいということに変更させていただきました。

また、今の町民センターとか管理棟につきましては、いろんな行事がございますので、高齢者の方も来ることが多い施設でございます。管理棟につきましても、芝グラウンドとか北新地グラウンドで行われますグラウンドゴルフ大会であるとかペタンク大会なども高齢者の方が多く、昨年度の12月議会広報にも出ましたけども、御要望の中に、北新地グラウンドのトイレが和式しかないので、洋式の増設をお願いしたいというような要望もございまして、今年度、管理棟のトイレを和式から洋式に変更させていただいているものでございます。

また、今の海洋センターの体育館につきましては、多目的トイレが一つ洋式でございますけれども、旧トイレは全部和式になっておりますけども、体育館のトイレの利用につきまして、今のところ、和式ばかりでちょっと困っているというような要望がございませんので、まだ具体的には考えてないということでございますので、よろしくお願いたします。



○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） これ、5問目ですね。今のお答えに対して、ぜひアンケート等をして、一般の人たちからの要望を聞き入れてあげてほしいなと思います。

次の質問の前に、今回、行ったアンケートの結果をまとめておりますので、終了後に関係のところに配布したいと思います。よろしく申し上げます。今後のトイレの整備の参考にしてほしいなと思います。

5問目の質問に移ります。

先日の中国新聞に、避難所指定の公立学校に災害対応トイレがないという記事が出ました。対応済みの学校の割合が広島県は26.1%とのことでしたが、坂町の状況について伺います。

○議長（川本英輔議員） 西谷環境防災課長。

○環境防災課長（西谷伸治君） お答えいたします。

議員がおっしゃった新聞に掲載された災害対応トイレとは、断水時でも使えるトイレのことと推測します。主には、下水道等に直接流すマンホールトイレや携帯用のトイレなどがあると思われま

す。現在、坂町では、避難所における災害対応トイレといたしましては、コスト面も考慮いたしまして、簡易携帯トイレを配備することとしております。現在、備蓄をしておるところでございまして、平成30年度には全て備蓄が完了することとなっております。

このような状況ですので、坂町におきましては、各避難所における災害トイレは全て配備しているというふうに認識しておるところでございまして、よろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 7番 柚木 喬議員から「空き家バンクと空き家改修支援の対応を変えたらどうか」について質問願います。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 「空き家バンクと空き家改修支援の対応を変えたらどうか」の件で御質問します。

平成31年度を目途に人口増を目指しているわけですが、まず空き家バンクと空き家改修支援それぞれの目標数と、平成29年7月末現在の実績を伺いたい。

2点目、空き家バンク事業については、いかに多く物件登録件数を獲得するかにか

かっていると思います。地元住民福祉協議会に紹介料を払い、1件1件積み重ねていく必要を感じず、見解をお伺いします。

3点目、空き家改修支援については、空き家概念から外し、空き家バンク登録を条件とせず、単独の住宅支援事業として充実するほうが定住促進につながると思われま  
す。Iターンの発想からUターンの住宅改修支援策として実施することが必要ではないかと思  
いますが、見解を伺います。

4点目、いずれにしても早い対策を打ち、平成31年度に結果を出さないといけな  
いと思います。最終目標数をお聞きする。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「空き家バンクと空き家改修支援の対応を変えたらどうか」の  
件についてお答えをいたします。

本町における空き家の利活用施策につきましては、昨年5月に空き家活用支援窓口  
を設置をし、空き家バンクを開設するとともに、空き家改修支援事業を開始いたして  
おり、大きな成果を上げております。

御質問1点目の、空き家バンクと空き家改修支援の目標数と、平成29年7月末現  
在の実績についてでございますが、まず空き家バンクと空き家改修支援の目標値につ  
きましては特に定めておりませんが、空き家対策に係る目標は、坂町まち・ひと・し  
ごと創生総合戦略において、空き家の売買、賃貸等の利活用による空き家解消件数を  
目標に設定いたしており、平成31年度末までに50件を目標に掲げておりますが、  
8月下旬に開催した坂町総合戦略推進会議において、目標値を100件に上方修正を  
いたしたところでございます。

平成29年7月末現在の実績につきましては、55件の空き家が解消され、そのう  
ち20件が空き家バンクを通じて解消されております。

また、空き家バンクの物件登録数は13件で、利用登録者数は34人となっており、  
空き家改修支援につきましては、内示を含めて25件となっております。

御質問2点目の、空き家バンク事業について、地元住民福祉協議会に紹介料を払い、  
1件1件積み重ねる件につきましては、新たな空き家が空き家バンクに登録できるか  
どうかについて権利関係の認識や空き家所有者等との交渉が必要なことから、新た  
な空き家の発生に係る連絡以上のことを地元住民福祉協議会に依頼することは困難であ

ると考えます。

御質問3点目の、空き家バンク登録を条件とせず、単独の住宅支援事業として充実するほうが定住促進につながり、Iターンの発想からUターンの住宅改修支援策として実施することが必要ではないかについてでございますが、本町のUターン施策につきましては、子育てや介護を支え合うことによりお互いの負担を軽減し、心豊かに生活することのできる三世代同居等を推奨し、三世代同居を始めようとする人の後押しをする施策として、三世代同居・近居住宅支援事業及び三世代同居・近居引越支援事業を実施をし、大きな成果を上げているところであり、引き続き、こうした取り組みを進めてまいりたいと考えております。

御質問4点目の、早い対策を打ち、平成31年度に結果を出さないといけない最終目標数をお聞きをするについてでございますが、本町では平成27年5月26日に空き家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行されたことに伴い、平成27年度に各地区住民福祉協議会の御協力のもと空き家調査を行い、空き家所有者への意向調査を行うとともに、坂町空き家等対策計画を策定をいたしました。

また、平成28年度からは空き家活用支援窓口の設置及び専従職員の配置を行い、各空き家所有者に連絡・訪問を行っております。

さらに、空き家バンク事業、空き家改修等支援事業を開始するなど、早い対策を実施をいたしているところでございます。

最終目標数につきましては、坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、平成27年度から平成31年度までの5年間で社会増減数を50人増とする目標を設定をいたしておりましたが、来年度からの小屋浦地区子育て支援住宅の入居などを見込み、300人増と新たに設定をいたしました。

今後も空き家の利活用を図るとともに、三世代同居・近居住宅支援等の事業により本町の人口をふやし、地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） まず、登録物件数については、答弁ありましたように、何か順調にいつているということを伺いました。今、復唱しますと、解消件数が31年度末、50件から100件に上方修正したということで、物すごいええことだと思います。これはちょっと復唱になります。

それから、2月末までの実績は55件で、そのうちバンクを通じて20件解消したというふうなことが答弁でございました。

これは、将来を見据えてちょっと提案ということでいろいろと議論させてもらおうと思うんですけども、物件登録数が少のうなったり、情報が古かったりすれば、お客がホームページに来ないんです。これは常の常識なんです。古いとは言いませんけども、きのうの時点で見たとフェイスブックの内容をちょっと伺いますと、28年度が14件の登録です。それから29年度は5件の登録なんです。多分、29年登録したら、どんどんしてるよという思うんですけども、現在の時点で見ただけの場合は、ちょっと古うて少ないがのというふうなことと私は思ってるんです。したがって、こういうのはホームページでよく言われるんですが、負の連鎖というてあるんです。新規物件が少ないと、見る人が少ないから、登録したくないというようなこともいっぱいあるんです。そういうようなことが今のホームページを過大視してもいけないよということの情報でございまして、ところで、空き家の1次調査は地元住民福祉協議会のほうにお願いしたんですよね。今後の、将来を見据えて、やはり地縁、血縁に長けている地元住民福祉協議会に手数料をやっぱり払って協力をもらう、その答弁については権利関係の確認や空き家所有者の交渉が必要だということをおっしゃってるんじゃないかと、これを住民協にお願いしたら、それはスムーズに登録がいくんじゃないかなと、そのように思うわけですが、いかがお考えですか。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

今、議員さんおっしゃられましたように、1次調査につきましては住民協にお願いして、約370件の空き家を住民協のほうから御連絡をいただいております。今でも新たな空き家が地元があれば、住民協会長を通じ、別に会長を通じなくてもいいんですけども、連絡をいただくような体制をお願いしているところでございます。

議員さんおっしゃいましたように、今の権利関係とか、そういった交渉事も含めて住民協にお願いしたらいいのではないかという御提案なんですけども、町のほうでも、空き家が見つかりますと、所有者を調べて、相続が発生しておれば、戸籍も調べますし、税情報も使っているいろいろな調査をして交渉に入るわけなんですけども、そういった個人情報住民協に提供することは非常に困難でありますので、そういった権利関係の調査でありますとか、交渉を住民協にお願いするということはちょっと不可能である

ということで考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 新聞情報によりますと、他の町はとっくにこの作戦に切りかえておるんです。

一応、2町紹介します。

安芸太田町では自治会に3万円を払ってます。それから神石高原町では自治会に2万円を支給しています。おまけに安芸太田町ではバンク登録する人にも3万円払っているというんです。ちょっとこの辺は外れると思うんで、そういう情報で捉えとってください。それで登録物件が大幅に伸びたというふうなことがちょっといろいろと取りざたされています。

やっぱりある時期に坂町でもそれを次々補充していかないといけないと思いますけども、この他町の成果をどのように思われますか。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

ほかの町さんがどのような手法でそういったことをやられているのかは把握しておりませんが、少なくとも、今の町の自治会さんが例えば登記簿を調べたり、戸籍を調べたり、そういった権利を、法務局へ行ったり、役場に行って、戸籍を請求するのはちょっと考えられません。ただ、空き家の紹介料としてひょっとして払われてるかもしれませんけども、ちょっとその状況は、今、議員さんが言われたそういったことをとっくに始めているということは、そのままイコールではないのかなとは感じております。

坂町では、先ほど町長の答弁にもありましたように、昨年度から専用の窓口を設けまして、職員もそれにプラスをしております、毎日のように電話をしたり、アポイントがとれれば、空き家所有者のほうに行政のほうから行っていると。恐らく、これは予測ですけども、ほかの町さんは、行政のほうから直接空き家の所有者に電話をしたり、訪問して登録するというのはしてないのではないかと推測します。それを自治会さんに任せておる。任せておれば、自治会なんで、それが会社とかで収益を上げようとはされていないんでしょうから、別に活動しなくても空き家バンクはふえない。当町の場合は、そういった高い目標を掲げておりますので、その高い目標に向けて、

日々、実際に行政のほうが進んでいるという状況でございますので、ほかの町よりも当町のほうが積極的に取り組んでいると私は思っています。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 次に3点目です。空き家改修支援についてちょっと伺うんですが、答弁いただいたのは、一応、三世帯同居等を始めようとする人の後押し施策ということで御答弁いただいたんです。

これ、思うのに、いろいろと煩雑性が物すごいあるけども、三世帯同居には増改築というようなことがあって、その場合はこれだけあげますよというのがあるんですけども、今回は空き家の改修ですから、そういうふうなことのより分けをしなきゃいけないんですね。私が思うのに、今の制度では空き家バンクで家を借りた人が、家を改修するんじゃないかとか、あるいは、貸す人も改修することがどうかの、あるんかのというて私は思うんです。

おまけに補助金の額が県内では最低金額の上限30万円なんです。これじゃあちょっとそれを利用する人がおらんのではないかと。

今までの実績ですけども、先ほどありませんでしたけども、ある会議で発表されたものは、28年度目標の400万円に対して、今回、1件の7万2千円、改修がですね、この実績じゃ何かちょっとまずくないよね。同時に、これ、空き家バンクをどんどん伸ばせば、当然空き家改修支援に入り込んでくれるということもあると思います。これはどうしても空き家バンク登録が条件ですから、その辺の方針というのは、この制度が伸びていくんじゃないかということを心配するわけですけども、いかがな考えでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） 議員さんの中で利用者がいないのではないかとということなんですけども、先般、総務厚生委員会の中で御案内させていただきましたけども、実際、空き家を購入されて、それを御自身で改修されて、広島市のほうから転入された例がございます。それも総務厚生委員会のメンバーの方には見ていただきました。

また、直して賃貸のほうに出される、そういった例も当然ございます。

ただ、一番多いのは、実際、動き出して初めてわかったんですけども、やっぱり古い空き家を、土地を探されている方が多いと。自分で新しい家を建てたい。空き家改

修の中には、そのような古い空き家を壊して、そこに新しい家、また、不動産会社が買って建て売りするケースもございますけども、自分で土地を買われて、自分の思うような注文住宅を行う。それも横浜一部地区のほうで例があります。それは東広島のほうからの転入ですけども、そういった利用はたくさんされてますので、なかなか、議員さん、実績が上がってないんじゃないのかという御指摘もあるんですけども、私どものほうでは、1年数カ月になりますけども、かなりの実績を上げているという認識でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 最後の質問をさせていただきます。

今のこのどこの町でもUターン者を最優先で迎え入れることが定住人口の増加手法としているわけです。私が調べたところ、県内のほとんどの市町、私の知るところでは10市町がUターンの住宅補助ということで、空き家バンクを条件としてないんです。たしか中国地方で浜田市か何かで、空き家バンクでIターンいうんですか、そっちを狙ってるというようなことを思ってるんですけども、そういう意味で、たしか川本町さんがこういうような名前をつけてるんです、Uターン実家改修補助いう。Uターンする人に実家、息子とか嫁さんとかなんかが坂町出身ならば、帰ってきてくれやということをやってるみたいですけども、Uターン実家改修補助をやってるんです。だから、県内、以外とそういう空き家バンクを条件でやっているところがないもんですから、今回の提案は、Uターン者を迎え入れるということで、そういう主体で提案させてもらったんですが、他町の事例等と含めてどういうふうな感覚でおられますか。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

当町でもUターン施策として三世代同居・近居の推奨事業補助金制度を開始し、実施しておるところですけども、これと空き家バンクは関係がありません。空き家の改修と、三世代で近居・同居するものと、それを空き家バンクに登録するのは、全然これは違う事業でありますので、空き家は空き家の改修で、Uターン施策として三世代同居・近居支援事業、それもほかの市町の例で言いますと、自分たちの町の人口をふやしますんで、転入がほぼ条件になっているんです。当町の場合は、金額は違いますが、転居も対象となっております。それも、今、言いましたようにバンクとは全然関

係ない話です。登録されてないかは関係ありません。

転居の考え方は、転出をされる。総合戦略策定時にいろいろ転出された方のアンケート調査をとりましたけども、坂町に物件がないんで、やむを得ず呉市や広島市に移ったという声がたくさんありました。その中で、転居をされるためにそういった方にも助成金を出そうじゃないかという施策になって、それは物すごい特色のあることだと思っております。

結果、1年間やってきて、ちなみに転居の方のほうが多かったです。転入の方が四十何%、転居の場合が五十数%です。転居の方がかかなり多かったです。その方がこういう助成があることによって、坂町から他の市町に移り住むのが抑えられたのかなと考えております。

以上です。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 時間の都合上、午前中の会議はこの程度にとどめ、暫時休憩いたします。

再開は午後1時とさせていただきます。

（休憩 午前11時50分）

（再開 午後1時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 9番瀧野純敏議員から「町内ため池と堰堤の防災管理について聞く」について質問願います。

瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 「町内ため池と堰堤の防災管理について聞く」の件で質問いたします。

ことし7月、梅雨期の後半、各地において甚大なる豪雨災害が発生している。

我が町においても、総雨量が400ミリを超す豪雨となれば、坂本郷地区、小屋浦地区では逃れるすべもないように思われる。町内には6カ所のため池と多くの堰堤があるが、ため池の決壊防止策、堰堤の老朽化の調査・点検は実施しているのか。

町は防災マップを作成して啓発を行っているが、万全か。

マップ内の危険箇所にお住まいの方々に避難場所、避難経路を徹底すべきと思うが、



行政の考えを伺いたい。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「町内ため池と堰堤の防災管理について聞く」の件についてお答えをいたします。

7月初旬の九州北部を中心とした豪雨災害では、河川の氾濫、大規模な土砂崩れが多数発生をし、多くの方が犠牲になるなど甚大な被害が発生をいたしました。心からお悔やみとお見舞いを申し上げ、被災地の一日も早い復旧、復興を願うものでございます。

本町では災害に強いまちづくりを目指して、県道坂小屋浦線の整備、横浜地区などの海岸整備、堰堤を含む河川整備の三位一体防災対策を継続して実施をしております。

御質問1点目の、ため池の決壊防止策、堰堤の老朽化の調査・点検は実施しているのかについてでございますが、ため池は、現在、平五郎池、砥場池、大城池、観音池、梶池、大迫池の6カ所を管理しており、定期的にパトロールを行い、決壊のおそれがないことを確認をいたしております。

このうち3カ所の重要ため池につきましては、広島県が順次耐震診断等を行っており、堤体の改修及び水位を下げるなどの対策も含め、関係機関と安全対策を進めております。

また、広島県は平成32年度までに重要ため池ハザードマップ基礎図を作成することとなっており、完成後は地域住民への周知を県と協議をいたしながら行ってまいります。

堰堤につきましては、広島県が5年ごとに各砂防堰堤の調査を実施をしております。広島県の点検結果、施設については、現時点において老朽化等で緊急に対応する必要はないと伺っております。

御質問2点目の、防災マップを作成し、啓発を行っているが、万全かについてでございますが、昨年、広島県が坂小学校区で土砂災害警戒区域等を指定をし、詳細な地図を配布するなどの説明会を開催をいたしました。

今後、横浜、小屋浦小学校区も順次指定されますので、逐次、新しい情報をもとに土砂災害危険区域図の見直しを行ってまいります。

御質問3点目の、危険箇所にお住まいの方々に避難場所、避難経路を徹底すべきについてでございますが、本町ではいつ起こるかわからない災害に備え、平成23年度か

ら土砂災害及び地震津波災害避難訓練を継続して行っており、避難行動要支援者を含め多くの方々の訓練参加が各自の避難経路、避難場所の周知徹底につながるものと認識をいたしておりますが、より多くの方々へ周知できるよう、各地区住民福祉協議会、自主防災会などと連携をし、お知らせするとともに、町広報などあらゆる媒体を活用し、周知徹底を図ってまいります。

今後とも、町民の安全・安心対策の充実のため、引き続き、努力をしてみたい所存でございます。御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 町長に話してもらって、確かにやりよるように思えますけど、僕も今のため池6個とも、まずこれを出す前に6月に回ったんです。そのときに、何もしてなかった。そして、8月に入って、7日に大雨が昼に降ったときに、走ってまた回ったときは、平五郎池は、その間、ブルが入った跡があって、ようやく車が、最初のときは車が入れなかったけども、上まで上がって行って、それで赤の調査杭が2本ほど打ってありました。そのときは雨の後ですから、七、八分目ぐらいまでいっておりました。だけどあとの五つの池、一番下から大迫、それから梶池と三つの池、どれも今は言うたらベイサイドビーチみたいなんです。池の深さも竹を切ってはかっても、1.5から深いところでも2メートルしかない。そのかわり、山手からは全部砂浜になって、昔は、子供のときはすぽっと落ちたら、池に落ちたら上がれんのぞと言われよったが、今は砂遊びができるぐらい、それは五つの池が全部です。その中でも一番は砥場池だけが少しまだ深さが残っとるけど、あと勿条の池にしても、それから上条の大城池にしてもそうなる。いうことになれば、私の言いたいのは、要するに、このたび、福岡の朝倉市、それから大分の日田市、これらであったように、24時間で540ミリ。確かに、町長が、今、言ってくれたのは通常の雨、100ミリぐらいなら受けられるでしょう。しかしそれ以上の雨になったら、もうとても受けられるような状態じゃないんです。

それから検査に回るとるいうけど、どう見ても、まして梶池のところの橋なんかは、あれ、全然渡れんです、木の橋が。横あぜも僕が行って刈ったんじゃけど、刈って、それでも丸太の上を走らにやだめ。

だからやっぱり管理は、誰でも行って管理ができるようにするべきじゃ思うんです。町が確かにやっております。それはありがたいこと、それはわかるんですけど、その

辺をもう一遍、ちゃんと考えてやってもらいたい思うんです。

それから、完全に管理しとるいうけど、まずもう一つ言いましょ。

小屋浦の堰堤は、私が20年の年に質問したときに、堰堤を小屋浦は最悪だからやりましょ言いましたね。あれから9年たつとりますね。それから、そのときにやった植田は23年度にきれいに終わりました。だからもうちょっとこの辺を急ぐつもりがあるんかどうか、それだけを聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 議員御指摘の最初の池のことですが、池につきましては、本来、農業用ため池として農業にするということで、以前は管理人を置き、そういった管理を十分していただいております。今現在、池につきましては、ほとんど農地用利用がないという形の中で、管理人も、今、置かない状態で、直接町が、先ほど町長の答弁ありました、決壊があるかないかというような水難の部分について、梅雨前に見回っておる状況でございます。

そういう中で、議員、先ほど、管理ができてない中で砂が池にたまるとかいう問題は、逆に、そういった水の管理、抜けるような格好、当然、これはオーバーフローがついておりますんで、そういった雨のときには、そこから出るという認識の中で現場を確認しておりますが、今後はより、ありましたように、水をためないような形で池を管理するか、そういった部分は、やはり実際にはまだ農地として利用されておる水利権というのがございます。ここらを調査する中で、そういった定水位管理とか、そういう形に持っていき、ここらは、今現在、議員言われた、平五郎につきましては、直接県が、今、いろいろ調査しておりますが、追加で梶池、観音池もそういうふうに県に、今、依頼をして、随時、するということで、これらの3池が重要ため池ということで県に伝えております。

そうは言いながら、残りの砥場池、大城池、大迫池、これらにつきましても、水をためない方向で、それらの管理、危険がないような形に持っていければということで、ここらにつきましては、最終的には水利権者と協議をしながら進めていきますし、小屋浦の堰堤でございますが、確かに、去年、ほとんど工事用道路をずっとやりながらという形で進んでおりません。本年度は、今、県から聞いておりますのは、また工事をどんどん切り土工、または堆砂敷に残っております用地の整理、これらをするというふうに聞いておりますので、鋭意、県のほうで事業を進めていただいております。

ことで御理解いただきたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 今の続きの問題になるんですけど、坂町にはたしか10カ所ぐらいの砂防指定地域河川がありますね。その河川一つには堰堤が一つつくようになっておりますね。そうっておりますね。10カ所あるはずですよ。僕、調べてみたら10カ所になっとったから。

それで、この中でやはり一番、今、堰堤にしたら、先ほど言った小屋浦があります。だけど、これ以外に、その辺はもう言いません。この間、8月17日に新聞で出たように、全国で特別警戒区域が4年で倍増しとるんですよ。その中で、土砂災害特別警戒区域の指定数は、広島県は全国で4位なんです。13年に9,857カ所あったのが、ことしの17年の7月には1万8,016、それは各市町村、坂町も入っとるはずなんです。その辺に対する、坂町はどれだけ来とるのか、その辺は今じゃわからんと思うんだが、一遍調べて連絡いただければというのが私の意見であって、まずこれだけの災害地区がふえれば、まず何が言いたいかいうたら、この地区だけじゃないですよ。全国、この間、やっとなるように、安佐がいった、その前は呉がいった、坂町には私が中学校のときには横が流れとる、そのときは。そのときには2人ほど死にました。だから、これ、今、400や500という、実質的に五百何十ミリ、アメリカみたいに1,300ミリ降るのとは違うけど、日本国内でも安全・安心じゃないんです。この間の北海道の河川にしても、完全防備した河川であれだけの災害で流れとるいうことになれば、先ほど、2間目の町長から聞いとるマップの件にしてもそのとおりです。マップがやっとなるかどうか、中にやっとなるのはわかります。でも私に言わせれば、マップの中に、一人一人違うんですよ、人間。一人一人で家族がおる、2人がおる、おじいさん、おばあさんもおる。だから、やはり町内の掲示板の横ぐらいに、その地域の避難経路、避難場所ぐらいをつくっていくぐらいの考えがないのか、それを聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 西谷環境防災課長。

○環境防災課長（西谷伸治君） お答えいたします。

議員さんおっしゃった各地区に避難経路、避難場所の掲示板をつくったらどうかというところなんですけれども、ちょっと答弁にもございますように、今現在、坂町では平成23年度からこっち、大雨土砂災害の避難訓練5回目をやったところでござい

ます。その中で、やはり住民の方々にたくさん出ていただいて、避難経路、避難場所に実際に行っていただいて、それで身をもって体験していただいて、あつてはならないんですけれども、災害のときにそういう行動をとっていただくという訓練をしております。

その中で、また検証という中で、各地区住民協におきましては、避難場所、本当にじゃあ遠くまで行ったほうがいいのかというその辺の議論もしていただいて、実際のところ、近くのここがいいという話があれば、その住民協、また自主防災会等と話をさせていただいて、本当に地域の方々が安全・安心な場所があれば、そちらのほうに避難場所等は移動をするということも検討しております。

また、避難経路なんですけれども、やはり道路まで指定するということは、大雨土砂災害とまた地震津波災害、それぞれ避難経路が上と下で逆になるおそれがありますので、それぞれをまた掲示するとなると、ちょっとそこら辺が見にくいということも考えられると思います。

今後も引き続き避難訓練を行ってまいりますので、一人でも多くの方に訓練に参加していただいて、その場所、経路を身をもって体験していただきたいというところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 確かにそうやって西谷君が言ったらそのとおりかもわかりませんが、もう一つ、マップの件以外に、災害、先ほど言われたように、確かに町長も言っとるように、災害の訓練しましたね、6月18日、そうでしょ。それでもみんなに啓発しとるのかいうたら、たくさん来てもらえりゃ確かにいいですよ。

そしたらまず坂地区で言いますよ。あそこのところのトップは誰ですか。町長でしょ。災害本部長いうのは多分町長のはずです。そしたら、坂に坂町の拠点であるSunstar Hallをつくっとるんです。あの日にまず避難をしました。我々もしました。そしたら、Sunstar Hallには、あそこに総頭川ベリに緑門というのがああるね、小学校の、緑門。真中が黄門で、浜宮地区が赤門、緑門。あれは我々議会から言ったのにしたところで、あそこを入ったら非常門があるんですね、避難用の、Sunstar Hall回る。あの日に、6月18日になぜ閉めとるか。それから私はすぐこれじゃいけんと、町民見て、ここ通れるんいうたら、門は閉まっとる、中も閉まっとる、すぐ、あのときにはあそこの山下君がおるね、どうなっとんないうて

言うたんじゃけど、それからすぐ、下へ入りました。下にあつたら、小学校側の下のあの通用門、あれも鍵が閉まっとった、ちゃんと私はあの日にちで写真を撮っとるけど。これ自体が、確かに町でみれば、集めりゃいいんじやいうけど、町長が、今、を言うように、一生懸命啓発して集めました。人数が集めりゃいいいうけど、これ自体も、今度から、町長、ちょっとトップとしては、そりゃ、あそこ、要するに避難訓練というのは、何遍も何遍もやって思い知らせて、わかるようにして、通路も自分がここを通るいうて教えるために避難訓練するんですから。そしたら、あそこから40メートル回って正門から入るよりは、あの緑門から入ったらすぐなんですよ。15メートルから20メートルあつたら済むんですよ。だから、そういうところまで気をきかせてくれてやるんならええけど、それさえやっとなのか、その辺を、もう一遍、やるつもりがあるんかどうか、町長が聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） そういう御指摘も今回の訓練でいただいております。やはり、私を含めまして、私も一生懸命やりよるつもりでありますけども、避難訓練なりなんなり一つ一つの事業がございます。その事業に対して品質管理ができておるかいうことを、職員と一緒にこれからもしっかり取り組みといたしましょうか、そういうやっばり発想が持てるような組織にするつもりで頑張っておりますけれども、なかなかそうもないところもあるようであります。これからはそういうことにつきましては、厳しく対応していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 2番末吉克巳議員から「鯛尾保安庁宿舎跡地を住宅地にしては」について質問願います。

末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 「鯛尾保安庁宿舎跡地を住宅地にしては」の件で質問いたします。

平成27年12月及び平成28年6月定例会において、鯛尾保安庁宿舎跡地の件を質問させていただきましたが、平成27年11月24日から一般入札の告示があり、平成28年1月に入札会を実施したが、入札会が不調に終わっております。

その後、平成28年5月13日まで売り出していましたが、買い手が見つからず、現在、中国財務局のサイトでも、今後、入札を予定している物件として記載されているが、入札時期が未定となっております。

平成25年に保安庁宿舎が取り壊されてから4年が経過し、いまだに更地の状態です。現在、買い手がないこの土地を町が購入し、不動産業者と連携し、戸建て住宅あるいはマンションを誘致してはどうでしょうか。

子供が大きくなり、子育て支援住宅を退去しなければならない若い子育て世代の方々が、退去後も坂町に末永く住んでいただくため、検討されてはどうでしょうか。町の見解を伺います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「鯛尾保安庁宿舎跡地を住宅地にしては」の件についてお答えをいたします。

鯛尾保安庁宿舎跡地の売却に関しましては、議員御指摘のとおり、現在、財務省中国財務局のホームページに、今後、入札を予定している物件として掲載されており、入札時期等につきましては未定とされております。

当該土地の今後の入札予定等について中国財務局の国有財産処分担当部門に確認をいたしましたところ、入札の環境が整い次第、入札を実施する予定であると伺っております。

当該土地の住宅地としての活用についてでございますが、当該土地を含めた周辺地域は、平成28年6月議会定例会において御質問いただいた際もお答えをいたしましたとおり、都市計画において工業地域に指定をされております。工業地域は主として工業の利便性を増進する地域であり、当該土地周辺の土地は、現在、工業系の用途に活用されており、将来的にも良好な住環境が確保されない可能性があることなどから、町が住宅用地として購入することは考えておりません。

一方で、子育て支援住宅の退去後に若い世代の方々に坂町に末永く住んでいただきたいという御指摘に関しましては、町といたしましても共通認識を持っております。このため、ハード面では坂町有住宅の整備を進めるとともに、県道坂小屋浦線事業を促進し、また、県道のアクセス向上のため、積極的に新設道路や環状線道路事業に取り組むことにより、良好な住環境を創出することといたしております。

また、ソフト面では、現在取り組みを行っている坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略による空き家対策を引き続き推進してまいりたいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 一般通告書にも書いておりますが、この土地は利用的には、都市計画においては工業地域に指定されておりますが、財務局に問い合わせたところ、住宅地にもマンションにもできると回答いただいております。財務局では最低価格1億5千万円で売り出しております。通常の土地価格では1億8千万円くらいで、購入して住宅地にするには非常によい土地だと思います。保安庁宿舎跡地も約1,578坪あります。住宅地にしようと思えば、大体15件くらいか、それ以上建てれると思います。住宅地にしようと思えば、すごくいい土地だと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） お答えいたします。

議員さん御指摘のように、工業地域であっても住宅を建設することは可能でございます。住宅を建設することは可能なんですが、工業地域という指定がございますので、例えば危険物の貯蔵所であるとか、そういった工業系の建物を建築することが可能であるということは、住宅地としては好ましくないという観点から、先ほど町長も答弁いたしましたように、良好な住環境が確保されないという理由から、町としては購入しないということございまして、そういった意味で、町としては住宅地には不適であるというふうに考えているところでございます。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） この土地は工業用地ということですが、鯛尾保安庁宿舎跡地は近くに内外輸送、日本アルコールと、そして海に面しているという立地条件でございます。

しかし、現在、小屋浦1丁目に非常によく似た地域がございます。昭和シェル石油が近くにあり、そして海にも面しております。そこに6軒か7軒の方がお住まいでございます。小屋浦地区にもそういった地域が存在しているのであれば、鯛尾の保安庁宿舎跡地でもそういうのが可能だと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） お答えいたします。

確かに、小屋浦1丁目の議員御指摘の住宅地については、シェル石油に隣接した住宅地でございますが、この住宅地に関しましては、鯛尾の保安庁跡地が工業系の用途であるということなんですが、この地域については第一種住居専用地域ということで、



都市計画上の用途も異なりますし、民間が開発をされた土地であるということから、鯛尾の保安庁跡地と議員のおっしゃる小屋浦1丁目の土地が同じ土俵で検討するという土地ではないというふうに思っております。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 最後の質問にさせていただきます。

この小屋浦地区のほうは民間が計画した土地であって、住民が住めるという感じなんですけど、でしたら売り出しても買い手が4年間いない状態で、住宅地としても難しい。でしたら、財務局にお願いして、この土地を買い手が見つかるまでにイベントをやったりとか、グラウンドゴルフをやったり、あと夏にはあの地域から宇品の港まつりの花火大会が見えます。そういったところで開放したりとか、多目的に活用すればいいと思うのですが、その辺のところをよろしくお願いします。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） お答えいたします。

現在、坂町におきまして、鯛尾の保安庁宿舎跡地程度の土地を必要とするような事業計画はございませんので、現状においては活用は考えられないというふうに思っております。

ただ、今後、将来、鯛尾保安庁宿舎跡地の土地のように広大な土地を必要とするような事業計画があった場合には、状況によっては選択肢の一つとして検討する可能性はあるのではないかとこのように思います。

○議長（川本英輔議員） 8番三登信秀議員から「町道田島重り線道路のリニューアルを」について質問願います。

三登議員。

○8番（三登信秀議員） 「町道田島重り線道路のリニューアルを」の件で御質問させていただきます。

鯛尾産業道路は、当時の町行政の知恵と努力、そして自衛隊の特筆すべき全面協力を受け、昭和37年に開通し、地元住民はもちろん、町の産業文化などの貢献度は言葉では言い尽くせない道路だと思われまます。

しかし50年がたち、通行量の増加、特に大型車の往来が激しく、交通弱者でもある子供たちやお年寄りには巻き込み事故等の事故がいつ起きてもおかしくない状態だと思われまます。

そこで、安心・安全はもちろん、安らぎも含むユニバーサルデザインを取り入れた3点の道路改修をお願いします。

1点目に、開通記念碑の下の遊休地を大型車離合用地に利用してはどうか。残りを休憩所、オアシスゾーンに活用されてはどうか。

2点目に、狭くて車道から高い歩道を拡幅し、巻き込み防止のガードレールをつけ、安全確保を図ってほしいと思います。

3点目に、南側壁に新しく自転車の手押し安全带（グリーンベルト）を確保していただくことと、鯛尾の二分かれ交差点にゼブラゾーンの配置で、より視覚安全が確保でき、乗る人にも乗らない人にも優しい道路づくりにつながるような取り組みをしていただければいいと思います。

以上3点、町当局の御意見をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「町道田島重り線道路のリニューアルを」の件についてお答えをいたします。

町道田島重り線は、議員御指摘のとおり、鯛尾産業道路として昭和37年にほぼ現在の状態で整備され、その後、道路のり面の改修や側溝のふたかけ等を実施しつつ、鯛尾地区の土地利用増進及び横浜西地区との連携強化、地区公園として皆様に親しまれる横浜公園への連絡性の向上など、地区幹線道路として重要な道路となっております。

御質問1点目の、開通記念碑下の遊休地を大型車離合用地に利用、残りを休憩所、オアシスゾーンとして活用してはどうかについてでございますが、一時避難場所として進めている横浜戸主会用地取得について報告をいたしました際に御説明を申し上げましたように、登記整理ができていない道路用地があることから、その事務手続を進めつつ、進捗に合わせて地区住民福祉協議会や議会の皆様の御意見をお聞きをしながら、財源の確保を含めて整備のあり方を検討したいと考えております。

御質問2点目の、狭くて車道から高い歩道を拡幅工事をし、転落・巻き込み防止のガードレール（手すり兼用）を設け、安全確保を図ってほしいについてでございますが、現在の歩道幅員が70センチメートルと狭隘で、歩行者のすれ違いも困難であることから、現在の状況で構造物を設置することは、歩道通行者のすれ違いが困難になることも考えられますので、地元の意見をお聞きをし、慎重に検討をしてまいりたい

と考えております。

御質問3点目の、南側面に新しく自転車手押しの安全帯の確保と、鯛尾二分かれ交差点にゼブラゾーンの設置でより視覚安全確保ができ、乗る人、乗らない人にも優しい道路づくりについてでございますが、両側に長大のり面があることにより、歩道幅員を初め道路全体の幅員確保が制約を受けている状況でありますことから、現状では抜本的な対策が難しい状況でございますが、交差点等の安全対策につきましては、地元や海田警察署の意見を伺った上で、可能な対策を検討してまいりたいと考えております。

道路の整備は均衡ある地域の発展、通行上の安全・安心の確保、防災機能の向上、良好な住環境の創出、民生の安定等々、さまざまな効果があり、地元住民福祉協議会を初め、関係者の御協力のもと、引き続き、努力してまいります。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 三登議員。

○8番（三登信秀議員） この道路なんですけど、未登記という土地も別途いう形で、今、お聞きしたんですけど、実際、この土地の代替土地になると思うんですけど、所有者いうか、実際、あそこのり面を持っていた人で代替地を必要とされている方は何名ぐらいおられるのか、ちょっとお聞きしたいんですけど、わかりますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時36分）

（再開 午後 1時39分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 福代技監。

○技監（福代智之君） 御質問の田島重り線のところ、それから春に御報告させていただいた横浜西1丁目の津波一時避難場所の件を含めて、津波一時避難場所の用地取得をしようとしたときに、田島重り線のほうにも戸主会の用地が横浜公園までつながっているというお話はさせていただいたかと思えます。それで、実際に田島重り線の部分に未登記の筆が幾つあるかというところは、ちょっとこの場では数字を持ち合わせておりませんが、帰りましたら確認できますので、後ほど、それについては回

答をさせていただきたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 三登議員。

○8番（三登信秀議員） 実際、その未登記の土地というのが寸法測りましたら、奥行き5メートルから1メートルぐらいの間隔で、道路に面して90メートルの細長い土地なんです。実際的にその土地の利用いう形でいろいろ考えてみたら、田島重なり道路の幅員自体が狭いものですから、6メートルぎりぎりぐらいの寸法なんです。最近では大型車、今、結構台数が多いものですから、離合ができないような状態。それで下の田島のバス停のところもそうなんですけど、実際あそこもロータリーなんだけど、面積はあるんだけど、回転する場が必要なんで、そこである程度離合もなかなか難しい。さっき言ったこの土地の活用の部分で、そこを、ある程度、幅員1メートルぐらい延ばしていただければ、さっき言っていた奥行き5メートルの部分で、1メートルか2メートルぐらい延ばしていただければ、そこで、ある程度、離合の用地が確保できるんじゃないかなと思ってんですけど、その部分でちょっと活用策をお願いしたいなと思ってんですけど。

それと、ここに書いてるんですけど、通学路が、今、横浜一部の4号線を迂回して通ってる状態なんです。実際、その道路、さっきこの遊休地の道路、その部分で、通学路の歩道が確保されてないものだから、さっき言ったみたいに、一度、上に上がって、また下がってくるという、迂回をするという、すごく何か不規則な道路として位置づけられているんですけど、そういう部分を解消できればありがたいなとは思っています。それについてちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 議員言われるように、今、大型車が通る中で、離合が難しいということだと思います。

現在、この田島重り線につきましては、道路幅員6メートルという形で2車線の道路ではなく、1車線の道路として取り扱った道路構造令になっております。

こういう中で、町長から先ほど答弁ありましたように、全体の中では長大のり面があったりし、なかなか道路の拡幅が困難な状況の中、議員御指摘のように、未登記整理の問題がされたときの、先ほど言われました石碑の下とかそういったところのお話だとは思いますが、そういう部分で拡幅できるところを拡幅し、より安全にしたらどうかということですが、やはり全体の通学路としての位置づけ、流れもござ

いますので、こういったところは、再度、教育委員会とも協議しつつ、歩道の動線、通学路の動線も考えた道路計画をしていく必要があるとは認識しております。

どちらにしましても、先ほど言いました石碑の下のそういった未登記部分も含め、早く登記をしつつ、全体の道路計画をどうするかというのを皆様と協議して検討していきたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 三登議員。

○8番（三登信秀議員） 先ほど言いましたけど、道路に関して、道路面に面して90メートルの遊休地があるわけですけど、そこで現在、不法駐車いうか、10台ぐらいあるわけですけど、それが延々とこの50年ぐらいの間、ずっとそこに私物化した人もおりますし、いろんな形で地域の不公平感でトラブルの部分もあるんですけど、こういった部分の解消も早期に行っていかないと、住民に対しての節度いうものが、町に対する節度というか、そういう類いのものが薄れてくるんじゃないかなと思われているんですけど、そういう対策をちょっと考えておられたらお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 福代技監。

○技監（福代智之君） 議員おっしゃる部分は横浜西1丁目の倉庫があったり、それから記念碑があったり、海側に向かっての90メートル区間のことかと思います。そこには、おっしゃるように、一般の方が駐車されている実態も承知はしているところではございます。

ただ、我々のほうも道路台帳を確認すると、道路の区域自身は、現状では歩道といえますか、側溝といえますか、そこまでの部分しか道路区域になってないような状況でして、そのあたりの権利関係も含め、現時点で改めて整理する、確認する必要があるかなというふうに認識しておりますので、今後、先ほど申しました津波一時避難場所が続く部分の未登記の部分の話、それはそれで優先的に対応してまいりたいと思っておりますけれども、今、御指摘の横浜西1丁目の90メートル部分の土地については、現在の権利関係、そのあたりを改めてちょっと確認、整理をさせていただいた上で、また対応策について地元のほうと御相談をさせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 三登議員。

○8番（三登信秀議員） ちょっと2点目のことに関して質問させていただきます。

2点目の部分で、道路の幅員、現在、6メートルから6メートル50ぐらいあるん

ですけど、その上に歩道という形で70センチから85センチの間隔でのぼり道、頂上、その下のほう、そのほうまでずっと70センチから85センチぐらいの幅でずっと歩道がついているわけですけど、実際、私も何回かそこは上ったり下ったりするわけですけど、道路から高いところで25センチぐらい、車道から高いところがずっとあるわけです。そこを歩くと、大型トラックじゃなくても、普通の車が来ただけでも、ある程度、風圧で吸い込まれるような状態なんです。これはいかななものかと思いつながら、子供たちの意見も聞きながら、ちょっといろいろ住民の方にもお話ししたし、そういうことで状況を把握してみたんですけど、とりあえずガードレール、これは1年前に岡本議員が一般質問されたと思うんですけど、そこと重複する部分が多分にあると思うんですけど、ただ、そのガードレールの部分は、今、どうしても必要じゃないかなと思ったりしているのは、さっき言いましたように、歩道からの転落事故、風の影響で、風圧などで自動車の接触及び巻き込み事故が起きて、それは大事故につながる可能性が大だということです。こういう事故がいつ起きても不思議じゃないという段階で、道路管理者として町の対応がどういう形の部分で位置づけているのかということをお聞きしたいんですけど、お願いします。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 歩道の安全性ということで、転落防止と、そういった手すりをつけたらどうかということだと思いますが、先ほども町長の答弁にありましたように、通常、歩道等、最低限人が通るのに必要な幅というのが大体道路構造令では75センチというふうに示されております。その中で、ここが70センチから80センチの歩道ということである中で、現況の歩道の中でそういう手すりを設けた場合、人自体がすれ違いができないような状況になることが考えられます。

そういう中で、より安全のために歩道を広げてはどうかというのはわかるんですが、先ほどの答弁にもありましたように、特に頂上付近につきましては、長大な高いのり面を歩道のために拡幅するという事業費も膨大なものになりますし、今現在、確かに大型車等通行がというのも当然ございますが、そういった交通量にしましても、現在、トクヤマ生コンさんや内外、または日本アルコール、ここらの企業の聞き取りをしましても、田島重り線で最大でも60台程度というふうに認識しております。日中、8時間の労働時間の中で60台程度であれば、特に通学時の安全対策には、企業を十分指導するなりしていきたいと考えておりますし、まずは交通量と歩行者の

量、これらから考えても、まず物理的に遮断する必要はないというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 三登議員。

○8番（三登信秀議員） 今、答弁いただきました。現状況では支障ないんじゃないかという答弁だったんですけど、実際、行っていただくのが本当はありがたいんですけど、現状を見ていただく、現状を歩いていただく、その中で、その道路がいかに危険か、その歩道がいかに危険かというのはすぐ察するはずなんですけど、通常の五感を持っておられれば。その中で、先ほど、きょうの一般質問でもありましたけど、今、子供たちが大きいランドセルなんかを背負ってそこを通るわけですけど、実際、その中でどういう状況かは、目にもちらつくような感じの部分があると思うんですけど、その中で、早期のやっぱりある程度対応をしていかないと、いざ大きい事故があった場合、責任問題どうされるかというのがちょっと私の頭の中では、脳裏では浮かんでくるんですけど、それを回避するためにも、早期のガードレールをつけていただきたい。

そのガードレールの効果というのが、手すりの効果いうのもありまして、あそこの坂道は結構傾斜がありまして、上るのも手すりがないと、お年寄りにはしんどい部分もありますので、それも兼ねてできるだけ早くいうことでお願いしたいと思うんですけど、それに関して、町長、答弁いただきたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 議員言われる、子供が70センチの歩道を通るという形の中で危ないというのだとは思いますが、物理的に今現在の道路の構造、全体の形態の中からは難しい中で、あそこは一列になって歩こうとか、そういう看板類を設置して、また学校とも協力しながら、そういった交通安全について子供の指導をしているというふうには認識しております。

そういう意味では、以前、ああいった開発計画の中で、そういう道路拡幅というのもございましたが、そういった開発計画もなくなり、今現在になっております。より教育委員会とも連携しつつ、また皆様に地元の意見も聞きながら、そういった検討は今後していきたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 10番中 雅洋議員から「坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略の件で何う」について質問願います。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） 「坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略の件」で質問いたします。

坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の背景は、我が国の人口はこのままで推移すると、2050年には9,700万人程度にまで減少するという推計があります。

また、東京圏一極集中という傾向に歯どめがかからず、地方は人口減少問題解決が喫緊の課題であることは言うまでもありません。

こうした中、坂町でも平成28年2月、標記、総合戦略を5年計画で策定しました。その総合戦略に政策5原則があり、①自立性、②将来性、③地域性、④直接性、⑤結果重視を掲げ、効果的に施策を展開していくとあります。

また、基本目標に4項目を上げ、①坂町への新しい人の流れをつくる、②若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、③坂町に住みたくなるにぎわいの創出、④安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するとあります。おのおの指標、目標値を掲げ、人口増加につなげていこうとする計画であります。

こうした中、当計画の達成状況について以下内容で伺います。

基本目標1「坂町への新しい人の流れをつくる」の中で、基本目標、施策展開での目標進捗状況を伺います。

(1) 社会増減数、基準値96人、目標値50人（平成31年累計）。

(2) 三世帯同居・近居の推奨、基準値0件、目標値70件（平成31年累計）。

(3) 小屋浦地区の定住促進（雇用促進住宅小屋浦宿舎を除くとあります）、基準値15人マイナス、目標値30人（平成31年累計）。

(4) 空き家の利活用、基準値0、目標値50件（平成31年累計）。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略」についてお答えをいたします。

我が国の人口は、平成20年をピークに減少局面に入っており、平成28年10月現在の我が国の総人口は1億2,693万3千人で、前年に比べ16万2千人の減少と、6年連続の減少となっております。

人口移動の面では、東京一極集中の傾向が継続をいたしており、平成28年に東京圏は、大阪圏や名古屋圏が4年連続の転出超過を記録する中で、11万8千人の転入



超過となっております。

こうした中、本町では人口減少問題を克服し、将来にわたり坂町が自立・発展し続けるための計画として、昨年2月、「親から子へ、子から孫へと歴史・文化・地域を守っていくことのできるまち」を基本理念とした坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、均衡ある地域の発展のため事業を推進をいたしております。

御質問の、基本目標「坂町への新しい人の流れをつくる」の中で、基本目標、施策展開での目標進捗状況について、直近の数字でお答えをいたします。

まず1点目の、社会増減数につきましては、平成31年度までの累計50人増の目標に対して、平成29年7月末現在で245人増となっております。

2点目の、三世同居・近居の推奨における三世同居等関連事業利用件数につきましては、平成31年度までの累計70件の目標に対して、平成29年7月末で24件の利用数となっております。

3点目の、小屋浦地区の定住促進における旧雇用促進住宅小屋浦宿舎を除く小屋浦地区社会増減数につきましては、平成31年度までの累計30人増の目標に対して、平成29年7月末で19人増となっております。

4点目の、空き家の利活用につきましては、平成31年度までの累計50件の目標に対して、平成29年7月末現在で55件となっております。

坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、外部有識者6名からなる坂町総合戦略推進会議において、毎年、進捗状況を報告をし、効果検証、見直し等を行うとともに、議会に報告し、御意見をいただくことといたしております。

今後も総合戦略の取り組みをさらに進め、住んでみたい町、住み続けたい町となり、30年先も、50年先も、坂町が坂町であり続けられるまちづくりを町民の皆様と一体となって取り組んでまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 今、答弁いただいたんですが、この四つの施策目標、基本目標、この中で、社会増減数、これがびっくりするような数字でちょっとふえておるんですが、ただ、全体の人口、坂広報誌を見る限りここまでふえてないなど。自然減、こっちのほうが影響しとるんかなとは思いますが、一旦、それは置いとって、質問ですが、この245人ふえたという内訳というんか、詳細いうか、こんな感じで24

5人が転入してきたんですよというのをちょっとお聞きいたします。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

この245人で多くなっておりますけれども、主な要因が、毎年、坂町の場合、社会増減は警察学校への入校がかなり影響を受けるところがございます。7月末現在の数字でありますので、4月に警察学校に入校されて、9月に卒業されるとかいうケースがありますので、これは一旦9月にこの数字がまたマイナスになったりするようなこともございます。ですから、7月末現在の数字を述べさせている関係で、ちょっと多くなっているところがございますが、本来、もともとの総合戦略を立てるときは、まだこの時期は社会増にはならないという予測もしておったんですけれども、先般、総合戦略推進会議で、28年度末の社会増減について御報告をして、また、議会のほうにも御報告させていただきますけれども、90人のプラス、社会増になっております。ただ、245という数字は警察学校の影響でちょっと大きな驚く数字になっておりますけれども、昨年度末でも90増になっております。それは、今の平成ヶ浜地区のマンションが影響しているのかなとは考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっと今の人口増に関して、この坂町への新しい人の流れをつくるというのが一番聞くところかな思って、先ほど来の一般質問の中に、目標値を変更しておるといのが何点かあったようなんですが、私が今回質問した四つに対して、まち・ひと・しごと創生総合戦略、これから改正になった目標値いうのを、もう一遍、ここで、この四つの中で変更になった分だけをお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

議員から御質問いただいた四つの目標数値でございますが、まず1の社会増減数、平成31年までの目標50人に対し300人に変更いたしております。

2番目の三世代同居・近居の推奨、これが平成31年累計70件でございますけれども、これはそのままでございます。

続きまして、小屋浦地区の定住促進、これは雇用促進住宅小屋浦宿舎を除くという数字で、目標値が30名でありましたけれども、これは雇用促進住宅小屋浦宿舎を含め

230人という数字に変えさせていただいております。

また、空き家の利活用につきましては、目標値50件のところを、平成31年の目標値を100件に変更させていただいております。

まず、人口のところ、小屋浦地区を含む社会増のところでございますが、総合戦略策定時には、小屋浦地区雇用促進住宅につきまして、まだ町として検討中で、人口がふえる見込みは、総合戦略が終わった平成32年以降であるという予測で人口を立てておりました。これにつきましては、今年度、子育て支援住宅に改修し、来年度から入居を目標に町として動いておりますので、その辺を加味しました。

また、平成ヶ浜地区のマンションにつきましては、1棟を予測しておりましたけども、1棟目が売れ行き好調ということで、マンション会社さんが2棟目も建てられるということで、その辺の人口を加味した上での修正となっております。

また、空き家の利活用につきましては、午前中の一般質問でもございましたが、今年、1年強やってきて、数字が出ましたので、上方修正をさせていただいたところがございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） この総合戦略をずっと目を通させてもらったんですが、これの今の目標の変更とかあった場合、議会にも報告したりするだろうと思うんですが、事前にちょっと確認した範囲では、8月の終わりごろ戦略会議やったというようなあれで、ちょっと今、間に合っていないんだろうと思うんですが、そこで今の目標値あたりは、どういうふうに改定されるんですか。口頭だけでするんですか。それとも、ちゃんと改正にして、また議会のほうに差しかえてもらえる、そういう改定の仕方をされるんですか。それをお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えいたします。

総合戦略の中では、各施策をもとに目標値を設定をさせていただいておりますが、数値というのはどうしても生き物なので、この数値が変わることはあるわけで、この部分については戦略会議の中から選ばせていただいた6名の外部委員さんの方にその数値の検証を行っていただいております。

先般、8月の下旬に推進会議の委員の方の御意見を踏まえまして、現在のところ、

その目標値の数値を変更させていただく予定にしております。

このことにつきましては、追って議会のほうにも資料を提供させていただいて、また、総合戦略についても、この部分がどういうふうに変ったかというのも、書面でもって御報告をさせていただく予定にしております。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） もう一つ、この総合戦略の中に人口目標1万5千人というのがあるんですが、今の施策の状況結果をずっと見とると、この目標もちょっと多過ぎるんじゃないのかなと。大きけりゃいいいうものじゃなくて、何か届かんいうような数字を出されておると。これはそのまんまいかれるんですか。長期総合計画には1万6千人になつとるんよね。こっちは1年早いから、その残りの1年で長期総合計画のほうは対応するんかの思ったりするんじゃないけど、そんなんほどの辺から出た1万5千であり、長計との1万6千との違い、これはどういうふうに理解しときゃええんですかね、お聞きします。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

坂町まち・ひと・しごと総合戦略策定時には、人口ビジョンも一緒に策定して、坂町の人口が将来的にこれだけ減っていくと。また、この施策を打つことによって伸びていくと。それを将来的なビジョンも示した上で総合戦略をつくりなさいという、これはどの市町さんも一緒ですけども、本町の場合、もともと長期総合戦略では将来的には1万6千人という目標を掲げ取り組んでおるところですけども、今回、人口ビジョンをつくる上で、いろいろ再検討といえますか、もう一回、精査した結果、将来的には1万5千人を目標に総合戦略上では変えさせていただいております。

将来的にというか、人口ビジョンでは平成72年、西暦で言いますと2060年でございます。この1万5千人という数字はこのたびで変えるものではございません。これは小屋浦地区の子育て支援住宅、プラス、これには、今後、空き家の利活用もずっと継続してやっていくということ、それプラス、県道坂小屋浦線の開通によって、今の遊休地に例えばミニ開発と、そういった不動産会社さんが出てこられることを期待している部分もございます。そういった人口の増も見込んで1万5千人とさせていただいております。

このたびの分は、32年以降、ふえるであろうと予測しているものが、平成30年、

31年に、特に小屋浦地区の雇用促進住宅跡地の部分が前倒しになったという関係で、31年の目標値を変えさせていただいております。

将来的な人口ビジョン、また、坂町の将来目標1万5千人というところは変更にはなっておりません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 最後にします。

1万5千、将来的な目標人口というふうにちょっと読み取れなかったんで聞いてみました。

最後に質問するのは、第4次長期総合計画がありますよね。これと、ここの地方創生総合戦略、この中に5年ほど、1年早くこっちが終わるといようなんですが、この中身については、例えばこの中でどういう位置づけになるのかなと思って、ちょっとよくわからんですよ、長期総合計画と総合戦略。これは国のほうが途中から来たような施策、こういうのをやってくれということで補助金がついたりしてきとんじゃけど、じゃあ長期総合計画の中、これはどうなるんか。この辺を、できれば、もうちょっとわかりやすく、この位置づけというのかな、関係というんですかね、その辺をお聞きしたいんですが。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） 第4次長期総合計画の計画年次は平成31年度でございます。坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略も31年度ということで、たまたまなんですけども、同じ最終年度とはなっております。

坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけでございますけども、これは人口減に歯どめをかける、これを日本国中を挙げてやろうじゃないかということで、各市町につくりなさいという国の強い指導のもとで、国のほうも法律を制定されまして、ほぼ全部の自治体さんがつくって、人口減にどういうふうに今後取り組んでいくのかということをもとめなさいということでまとめたものです。ですから人口減に特化した計画ということです。

ただ、本町の場合、道路とかそういった社会資本整備も人口減にやっぱり大きく関係しているという判断のもと、道路幅員4メートル以上の道路のパーセントでありますとか、循環バスの満足度でありますとか、乗降客数とか入れております。これは町

の重要施策ということで入れております。

長期総合計画には人口減に特化しない全ての最上位計画ということで、いろんな福祉施策も含めて総合的な計画ということでございます。

ただ、これから平成32年からの第5次総合計画をつくる上では、これまで総合戦略でやってきた取り組みを反映させて、もちろん議員さんとか有識者の意見を聞いて、また従来例で言いますと、町民アンケートとか各種団体のヒアリングとか手順があるわけですが、そういったことを踏まえ作成していくことになろうかと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は2時半とさせていただきます。

（休憩 午後 2時16分）

（再開 午後 2時30分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 7番柚木 喬議員から「町長交際費を聞く」について質問願います。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 「町長交際費を聞く」の件で質問いたします。

平成29年4月より、坂町ホームページに坂町交際費執行状況の掲載がされております。公開の原則にのっとりた対処方法だと思いますが、内容をお尋ねしたい。

1点目、掲載方針が示されていますが、趣旨説明をお願いいたします。

2点目、支出区分の慶弔費に、4月2日、勿条地区住民協通常総会を初め、次月においても同種の記載があります。計上する際の理由、説明をいただきたい。

3点目、支出区分のその他は過去の決算期に計上されていますが、29年度の3カ月は発生していない。その他の項目の内容説明と、区分上不要でないかと思いますが、見解を伺います。

4点目、近隣では、府中町において町長交際費支出基準がありますが、早い時期に基準づくりを要望しますが、見解を伺います。

5点目、これにより経費削減が図られると期待しますが、近隣町と比較して、平成

29年度予算250万円は多過ぎると思います。減額修正すればどうかを伺います。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 山中副町長。

○副町長（山中裕之君） 「町長交際費」についてお答えいたします。

交際費とは地方公共団体の長、その他の執行機関が行政執行のために必要な外部との交渉上要する経費のことを言います。町長交際費につきましては、これまでも情報公開条例に基づき公開しておりましたが、既に公開している熊野町以外の安芸郡3町で協議した結果、合意が得られましたので、今年度から各町のホームページで公開しているところでございます。

御質問の1点目の、掲載方針の趣旨説明をにつきましては、ホームページを閲覧される方が目的・内容について御理解いただけますよう掲載方針として示しております。

御質問2点目の、慶弔費を計上する際の理由でございますが、慶弔とは慶事、弔事、見舞いなどが該当となりますが、議員御指摘の各団体の総会等への慶弔費につきましては、慶事としてお祝い金もしくはお祝い品として支出しております。

御質問3点目の、その他の内容説明と、区分上不要ではにつきましては、内容は公開してますとおり、視察先への手土産として支出しております。支出区分のその他の内容は、お土産に限らず、掲載方針に示してある支出区分5項目以外で町政に対する協力者に謝意をあらわす等も想定されるため、その他の項目は必要であると考えております。

御質問4点目の、交際費支出基準に基準づくりを要望するが、見解はいかにでございますが、現在、平成14年度に定めた支出基準により運用しておりますが、今後、公開に向け検討を行ってまいりたいと考えております。

御質問5点目の、予算額250万円は多過ぎる、減額修正してはにつきましては、交際費とは冒頭に申し上げましたが、町を代表して行政執行のために必要な外部との交渉などに必要な経費であることから、過去の決算状況からも適切な予算であると考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 慶弔費の件でちょっと伺います。

今、説明ありましたように祝い金と祝い品があるということです。今回、祝い品の品はビールと思います、私が勝手に思ったんですけども。毎年毎年、これは常習的に

町内の招待された一部の住民福祉協議会じゃないかと思うんですが、そちらに贈ることが慶弔費に値するかどうか、ちょっと私も、これ、全然わからんのですが、それはちょっとおかしいんじゃないかと思うんですが、どういう見解でしょうか。

○議長（川本英輔議員） 藤本総務課長。

○総務課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

支出している住民協とそうでない住民協があって、これを毎年贈ってるのがどうかということだと思います。お祝いとして支出している住民協については、あくまでも総会に招待していただき、来賓として出席させていただく場合に限り、慶弔費のお祝いとして支出しておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） いや、これが、毎年毎年いう形のものの答弁がなかったんですが、ちょっと毎年はおかしいんじゃないかと思うんですが、ちょっと町長に伺うんですが、これは、私、思うのに、ポケットマネーで出す支出であって、町民の税金からはおかしいんじゃないかと私は思うんですけども、どういうふうなお考えですか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） ポケットマネーで出しますと選挙違反になりますので、よくあなたも御存じだと思います。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 違反になりますね、そうですね。慶弔費に属するかどうかちょっと私もわからなかったもので、一応、そういう発言になりまして失礼しました。

3点目に、その他の経費でございますけども、当然、私は失礼なことを言ったけども、なくてもええんじゃないかとか言いましたけども、このたび、7月に計上されましたね。4、5、6までの状態から、7月へは手土産が3千円余り計上されました。そういう意味で、その他の区分は必要でございますけども、過去において、これは平成27年の決算においては、実はその他がかなり多いんです。28年度決算においては191万円の出費に対して約25%の49万円あるんです。この49万円と今年度の数字が、今は3千円です、4、5、6、7と。この考え方とか対処法を変えたんですか、これ。どういうふうなことがその中にあるんですか、ちょっと伺います。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えいたします。



掲載方針の中で慶弔費、賛助費、渉外費、会費、激励金、こういったようなものについては、従来よりこの区分でもって仕分けをしております。この区分に該当しない部分について、その他ということで整理をしておるんですけども、従来よりこの考え方には変更はございません。

また、ちょっと支出基準についても、この項目に従って、そういった基準も一定のものを設けておりますので、これらについては従来より変更はしておりません。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 一番最初に掲載方針の趣旨説明をしてくれと言ったんですけども、これは、今、ホームページに載っているのでは十分ではないんです。だから、答弁にありましたように、平成14年度の支出基準で運用しているというようなことを聞いたんですけども、再度、29年度に向けては、やはり改定の必要性を感ずると思うんですが、どのようにお考えですか。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えいたします。

先ほどの掲載方針にある区分について、それぞれ支出基準もこの区分に従って基準を設けておりますので、今後、この基準を公開をさせていただくということになりましたら、より詳しい質の内容というものを公開させていただくことになろうと思えます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 町長の交際費の額なんですけど、やはりこれは予算規模、町の大きい少ないもあるんですけど、予算規模に応じて予算計上すればええんじゃないかと私は思っと思んですけども、それは府中町、海田町さん、確か170万円、150万円になっているんですよね、町長交際費は。うちは250万円、これは多過ぎますよね、予算とすれば。その辺はどのようにお考えですか。

○議長（川本英輔議員） 藤本総務課長。

○総務課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

交際費とは、先ほども申しましたが、町にとって有益になる交際や交渉に必要とする経費ということでありまして。各自治体に応じて地域性や政策も異なっているため、多いとか少ないとかは一概に申し上げられないと考えております。

また、行事や、特に慶弔に関することは多い年とか少ない年がございます。ちなみ

にこの3年間の平均額を申し上げますと、約212万円でありますことから、適切な予算であると考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 7番柚木 喬議員から「高齢者の活動参加にポイント制導入で奨励金を」について質問願います。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 「高齢者の活動参加にポイント制導入で奨励金を」という件で質問をさせていただきます。

平成29年9月1日より、広島市において、活動参加でポイントを付与し、奨励金を支給する制度がスタートしました。この制度を前向きに検討してはどうか、下記を提案し、見解を求めます。

概要は、70歳以上の高齢者を対象にポイント手帳を交付し、本人の自己管理活動に対し、各活動対象のポイントの合算分を年1万円を上限に振り込み支給するものであり、活動対象の主な事例は、①高齢者の生活支援、児童の登下校の見守りなど、地域のボランティア活動1回当たり4ポイント、②特定健診、がん検診、被爆者健診など、健康診断の受診1回当たり2ポイント、③町内会が開くサロンや住民が運営する運動・体操教室、公民館主催の生涯学習講座など、自身の介護予防活動1回当たり1ポイントをそれぞれ活動するごとに付与する方式とされております。

質問1点目、恩典という結論がつくことで高齢者支援ができ、本町の行事や諸活動の深厚が図られるのではないかと。特に坂町ではウォーキング行事は入れるべきと思う。

2点目、最終的には医療費削減に寄与し、先行投資となり、長い目で実施するべきと思う。

3点目、坂町独自施策で、免許証返納で300ポイントなどとすれば、高齢者の交通費助成の目玉になると思います。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「高齢者の活動参加にポイント制導入で奨励金を」の件についてお答えをいたします。

広島市において、9月から実施されている高齢者いきいき活動ポイント事業は、奨励金を支給することにより高齢者の社会参加を推進し、高齢者が行うボランティア活

動や健康づくり、介護予防に取り組む活動を推進する事業でございます。

本町におきましては、町民の皆様に住みなれた地域でいつまでも元気に暮らしていただけるよう、町民の皆様と行政が役割分担を行い、公助に頼るだけではなく、地域における自助、共助により地域が支え合う体制づくりが大変重要であると考え、高齢者福祉を推進をいたしております。

御質問1点目の、恩典という結論がつくことで高齢者支援ができ、行事や諸活動の深厚が図られるのではないかと、特に坂町ではウォーキング事業は入れるべきと思う。また、御質問2点目の、最終的には医療費削減に寄与し、先行投資となり、長い目で実施すべきと思うにつきましては、広島市とは異なる本町の文化や地域性の中で、以前から町内各地区ではふれあいサロンの開催、老人クラブや住民福祉協議会、各女性会の活動等も活発に行われているところでございます。

また、みずからの健康はみずからが守るという自主的な活動の一つとして、新たにいきいき百歳体操も実施をされており、ウォーキング事業につきましても、悠々健康ウォーキングの町として町全体で取り組み、多くの皆様にウォーキングを楽しんでいただけるよう創意工夫をしながら進めているところであり、引き続き、このような事業に取り組んでまいります。

御質問3点目の、免許証返納で300ポイントとすればについてでございますが、運転免許を返納された高齢者には、有効期限を無期限とした運転経歴証明書を発行する運転免許自主返納制度がございます。運転免許証の自主的な返納を促すために、返納された方だけに奨励金を支給することは考えておりません。

いずれにいたしましても、各種事業への参加等に対して、高齢者のみに奨励金を支給するという施策につきましては、公平性の問題もあり、自主的に各種活動が行われている本町の文化や地域性になじまないものと考えております。

今後とも、町民一人一人が健康に恵まれ、安全で快適な生活環境の中で、活力と生きがいのある生活を営んでいただけるよう、各事業への参加や活動については将来にわたって継続していただける本町の実情に合った取り組みを実施をしております。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 諸活動の深厚について取り違いというか、私が思うことをちょっと提案しますけども、今、答弁は、十分に活動は活発に行われているというような

形の答弁があったんじゃないけど、例えばまず1点目、介護予防につきまして、一つの百歳体操とかあるいは認知症カフェとか包括支援センターの講座とかなんかというのがサロンで開催されてるんです。これはやっぱり固定メンバーの参加で実は終わっているんです。例えば今回の施策はええんじゃないかと思って提案するんですが、その対策はどのように思われますか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

確かに固定されているということは思っております。この対策といたしましては、平成27年11月から住民参加型の研修を各地区で行っております。12地区で開催いたしまして、延べ28回、参加人数が1,012人ございました。この中で、やはり地域の課題とか強みとか、住民みずからが地域力を出していくということで話を進めさせていただきまして、まずは住民の意識改革、そういったことから介護予防のほうへの方向性を見出していこうというのが坂町の施策でございます。この中でいきいき百歳体操、自主的にもう活動されているところが何カ所もございます。

また、住民だけでなく、こういった活動につきまして、介護予防につきまして、JA安芸さんのほうが坂の会館を開放していただいて、9月20日から毎週水曜日、誰でも参加できるこのいきいき百歳体操を開催していただけるということで、きょう、午前中に報告があったところでございます。

こういったことで、皆様の力を引き出しながら介護予防に努めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 同じく、諸活動の深厚ということで伺うんですが、国民健康保険の件で、もろに数字が提示されているものがございます。特定健診の受診率とか、国民健康保険の医療費が県下で上位のほうになっているというようなことを踏まえれば、やはり対策として、個々がそういうふうな形に向かっていくようにしむけんといけんと思うんです、国保の医療費の面で。広島市でもやっぱりそういう趣旨でやられていると思うんですが、その辺は考えはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 介護予防についてでございますが、今の医療の関係、国保の関係につきましても、やはり住民の皆様の意識を変えていく、自分の健康は自

分で見ずからが守るといふ、そういった意識の啓発を根強くしていくことが坂町には必要であると考えております。

やはり数値的に見ますと、議員がおっしゃいましたように、まだまだ数値としては低いというところは思っております。これも職員一丸となりまして、また啓発に努めてまいりたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） ウオーキングのことでちょっと伺います。

本町は悠々健康ウオーキングの町を宣言しておるんです。やっぱりいろいろとこれについては創意工夫をして進めてるよと、引き続き、行うよというようなことだと思ふんですけども、やはりこれも固定メンバーの参加になってて、例えば70歳以上の人が何人おるか知りませんが、70歳以上の町民を引っ張っていかないと、やはりこのウオーキングもその意味で健康を増進しないと思ふんですが、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） ウオーキングにつきましては、町全体で取り組んでおりますウオーキング事業がございます。また、保険健康課で取り組んでおりますのは、みんなでウオーキング、確かにこちらのほうも固定の人というふうには見られがちでございますが、平成29年度につきましては、新たな若い方から高齢の方への参加もございます。そして、また高齢の方になりますと、歩数とかいろいろやはり制限が出てまいります。その方、その方に応じたウオーキングの仕方というのがございますので、今の百万歩歩いて元気になる会でありますとか、筋力アップ教室で、それぞれにその高齢者の方に合ったウオーキングの仕方というものをまた啓発をしていきたいと思っております。ちょっと答弁のほうのが的を射てないかもわかりませんが、ウオーキングについても引き続き努力をしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 4点目の質問をします。

高齢者の医療費の件で、私は朴訥に免許証返納に300ポイントどうかというようなことを言ったんですが、もともと高齢者の交通費の助成ということは、広島市はたしか3千円ぐらいの交通費の助成、これがたしか75歳以上をしてるんですよ。これに、今回、ポイント制をつくってからどうするかいうたら、最大1万円までですから、

7千ポイントまではこういうようなことで差し上げるよということをやっているみたい  
です。ベースは、高齢者の交通費助成というのは広島市は3千円なんです。坂町は  
こういう制度がないんです。だから、ないから、実は高齢者の交通費助成の件につい  
ては、みんなの活動の中で差し上げたらどうかのいう中で、免許証返納を、1回しか  
ないんですが、300ポイントいうたら3千円ということになり、一時的なこととし  
てやりゃええかのいうて思ったんですが、高齢者の交通費助成の件で、全くベース  
がないじゃけん、何とかポイント制にしてやっていきやどうかというふうな提案で  
ございますけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 高齢者の免許証返納でございますが、以前も議会のほ  
うで御質問いただきまして、答弁のほうをさせていただいております。

やはり当町が考えますのは、高齢者のみならず、住民の皆様公平に平等にそういっ  
たものはあるべきであるというのが根底にございますので、町長の答弁のほうにもご  
ざいですが、高齢者のみに特化したそういったポイント制等は考えてはおりませんの  
で、引き続き、御理解のほうをお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 最後の質問をさせてください。

今の免許証の返納については、例えば、ある自治体は予算をつくって幾らか金を出  
してるといふ町も自治体もあります。免許証返納について、予算を計上して返納を促  
進している自治体もありますよということを念頭に置いておいてください。

最後、町長に伺うんですが、そういう意味で、これ、幾らか金目がかかるわけです、  
やるとすりゃ。例えば税金がだめだったら、基金でやっぱりこの制度を恩典としてや  
りやどうかいと私は単純に思うんですけど、そういう見解はやっぱり全くないんで  
すか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、広島市を対象のお話が出ておりますけども、全体的に老人  
クラブとか高齢者の皆さんには、広島市の制度をはるかに上回る全体的な補助と申し  
ましようか、助成と申しましようか、そういうものはやってきております。そういう  
中で、やっぱり全体的なことを考えないで、これだけを考えてどうするか、こうする  
かいうんじゃなしに、全体的なことを考えていかにやいけない。そうすると、その全

体的なことを考えた場合に、対象者である高齢者の皆さんの御意見を伺いながら、そのもとに、ほいじゃあ広島市に合わせていくのであれば、ほかの制度を全部取りやめると、いろいろあるかと思えます。そこらも議員さんもしっかりそういう地域の高齢者の皆さんの御意見を伺っていただいて、しっかりまたいろいろと御提案をいただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 以上で、一般質問を終わります。

日程第2 議案第43号「平成28年度坂町一般会計歳入歳出決算の認定について」、日程第3 議案第44号「平成28年度坂町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第4 議案第45号「平成28年度坂町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第5 議案第46号「平成28年度坂町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第6 議案第47号「平成28年度坂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」の5議案を一括議題とします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、日程第2 議案第43号から、日程第6 議案第47号までを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第43号「平成28年度坂町一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第44号「平成28年度坂町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第45号「平成28年度坂町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第46号「平成28年度坂町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第47号「平成28年度坂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出の決算の認定について」一括して御説明を申し上げます。

平成28年度の一般会計決算は、歳入について町税が前年度を上回り、歳出につきましても、経費の削減に努めたことなどから、実質収支は黒字決算となりました。

歳入歳出決算書の149ページをお開きください。

歳入総額61億2,025万7,385円、歳出総額57億9,006万198円、

歳入歳出差引額 3 億 3,019 万 7,187 円となり、翌年度へ繰り越すべき財源 1 億 2,534 万 4,960 円を控除した実質収支は 2 億 485 万 2,227 円になりました。

前年度に比べ、歳入決算額は 4 億 9,614 万 201 円の増、率にして 8.8%の増となり、歳出決算額は 5 億 4,527 万 6,158 円の増、率にして 10.4%の増となっております。

それでは、歳入につきまして概要を御説明申し上げます。

15 ページの町税では 24 億 2,382 万 9,014 円で、前年度に比べ 9,314 万 5,407 円の増、率にして 4%の増となりました。また、徴収率は 97.3%となっております。

19 ページの地方交付税は 7 億 8,077 万 4 千円で、前年度に比べ 5,244 万 2 千円の減、率にして 6.3%の減となりました。

25 ページからの国庫支出金は、児童手当負担金、社会資本道路整備事業などの実施により 8 億 4,032 万 8,689 円となりました。

45 ページの町債は、臨時財政対策債、道路整備事業債など 3 億 1,772 万 5 千円となりました。

次に、歳出につきまして概要を御説明申し上げます。

総務費では、53 ページ、財産管理費や基金への積み立て等により 3 億 1,724 万 1,894 円となっております。

民生費では、71 ページの老人福祉費が、広島県後期高齢者医療広域連合療養給付費、介護保険事業及び後期高齢者医療特別会計への繰出金等により 3 億 9,643 万 2,016 円、79 ページの保育所費が、私立保育園運営費などにより 4 億 5,025 万 2,641 円となっております。

土木費では、101 ページの道路新設改良費が、都市再生整備計画事業、社会資本道路整備事業、都市防災総合推進事業などにより、繰越明許分を含め 4 億 3,705 万 9,422 円、9 ページの住宅建設費が、町有住宅購入事業により 1 億 1,644 万 8,808 円となっております。

教育費では、117 ページ、小学校費及び 123 ページの中学校費におきまして、各小中学校の施設維持管理及び教育振興に係る経費を合わせ 1 億 2,174 万 8,362 円となっております。



145ページの公債費は4億3,582万5,102円となりました。

次に、国民健康保険事業特別会計の決算につきまして御説明を申し上げます。

183ページをお開きください。

歳入総額17億3,000万6,347円、歳出総額17億165万6,551円、実質収支額2,834万9,796円となっております。前年度に比べ歳入決算額は1億8,833万929円の減、率にして9.8%の減となり、歳出決算額は1億7,241万6,837円の減、率にして9.2%の減となっております。

歳入では、161ページの国民健康保険税が2億6,423万3,513円で、前年度に比べ5.3%の減となっております。

歳出では、171ページの保険給付費が10億9,176万9,965円で、前年度に比べ10.3%の減となっております。

次に、下水道事業特別会計の決算につきまして御説明を申し上げます。

203ページをお開きください。

歳入総額6億2,854万9,405円、歳出総額6億668万8,278円、実質収支額2,186万1,127円となっております。前年度に比べ歳入決算額は1億6,979万9,935円の減、率にして21.3%の減となり、歳出総額は1億7,495万1,751円の減、率にして22.4%の減となっております。

収入では、191ページの公共下水道使用料が2億8,886万5,684円で、前年度に比べ5.1%の増となっております。

歳出では、199ページの公債費が4億5,258万3,560円で、前年度に比べ3.8%の減となっております。

次に、介護保険事業特別会計の決算につきまして御説明を申し上げます。

227ページをお開きください。

歳入総額12億10万8,718円、歳出総額11億6,560万9,453円、実質収支額3,449万9,265円となっております。前年度に比べ歳入決算額は801万9,317円の増、率にして0.7%の増となり、歳出決算額は1,631万4,855円の増、率にして1.4%の増となっております。

歳入では、211ページの保険料が2億5,936万5,944円で、前年度に比べ1%の増となっております。

歳出では、217ページの保険給付費が10億8,191万7,152円で、前年度

に比べ70万1,315円の減で横ばいとなっております。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算につきまして御説明を申し上げます。

241ページをお開きください。

歳入総額1億6,275万7,082円、歳出総額1億6,132万4,086円、実質収支額143万2,996となっております。前年度に比べ歳入決算額は812万6,468円の増、率にして5.3%の増となり、歳出決算額は799万1,652円の増、率にして5.2%の増となっております。

歳入では、235ページの後期高齢者医療保険料が1億2,790万9,402円で、前年度に比べ6.8%の増となっております。

歳出では、239ページの後期高齢者医療広域連合納付金が1億5,999万2,655円で、前年度に比べ6%の増となっております。

最後になりましたが、今後の行財政運営に当たりましては、監査委員さんの御意見を尊重し、経費の節減・合理化と施策の重点化を図るとともに、中長期的な観点から、財源の年度間調整に留意をしつつ、多様な行政需要に対処してまいり所存でございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 続いて、平成28年度坂町決算審査意見書について、監査委員から報告を求めます。

奥村監査委員。

○6番（奥村富士雄議員） 平成28年度坂町決算書の審査報告を行います。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成28年度一般会計、国民健康保険事業特別会計、下水道事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算書及び関係証書類を審査した結果、次のとおり意見を報告します。

審査は、坂町代表監査委員である西本昭孝氏及び私、奥村富士雄の2人で実施いたしました。

審査した期間は、平成29年6月26日から7月27日まで審査実施日数12日間、審査の着眼点として、1、係数の確認、決算書と各種関係諸帳簿及び証拠書類等を照合し、金額及び計算に誤りがないかどうかについて確認を行いました。

2、歳入歳出予算の執行状況、事業の実施状況について、審査に際しましては会計管理者兼出納室長及び各課の課長等関係職員の出席を求め、事業が予算計上目的に沿

って合理的、効果的かつ経済的に執行されているかについて審査を行いました。

結論といたしまして、一般会計及び各特別会計の歳入歳出について決算書、関係証書類等の提出を受け、必要に応じ説明を求めました。

調査の結果、財政収支は一般会計及び各特別会計とも黒字決算となっており、配分された予算は予算目的に沿って適正かつ効率的に執行され、所期の目的を達成しているものと認められます。

以上で報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 以上で、説明及び報告を終わります。

お諮りします。

議案第43号から議案第47号までの決算認定議案については、坂町議会委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議長及び監査委員を除き、委員の定数を10人とする平成28年度決算審査特別委員会を設置し、審査付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、本件は、平成28年度決算審査特別委員会を設置し、審査付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました平成28年度決算審査特別委員会の委員の選任について、坂町議会委員会条例第6条第2項の規定により、議長の私と監査委員の奥村議員を除く、1番光岡議員、2番末吉議員、3番岡本議員、4番中川議員、5番主枝議員、7番柚木議員、8番三登議員、9番瀧野議員、10番中議員、11番大田議員の10名を指名します。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

平成28年度決算審査特別委員会の委員の選任については、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

それでは、ただいまから正副委員長を互選し、議長に報告してください。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 3時17分）

（再開 午後 3時17分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 正副委員長の互選結果を報告します。

委員長に大田議員、副委員長に中川議員が選任されました。

また、審査日程は9月5日、9月6日の2日間に決定しました。よろしくお願ひいたします。

本日は、これをもって散会とします。

再開は、9月11日午前10時の予定としております。

お疲れさまでした。

○議会事務局長（西谷信樹君） 皆様、御起立をお願いいたします。

（起立）

○議会事務局長（西谷信樹君） 互礼。

（散会 午後3時18分）